

令和元年6月5日（水曜日）

○出席議員（11名）

1番	古玉	いづみ	議員	8番	諏訪	良一	議員
2番	尾田	良一	議員	9番	宮下	為幸	議員
3番	土本	稔	議員	10番	甲部	昭夫	議員
4番	林	真弥	議員	11番	坂井	幸雄	議員
6番	笹川	広美	議員	12番	作間	七郎	議員
7番	南	昭榮	議員				

○説明のため出席した者

町	長	杉本	栄蔵	農林課長	宮崎	理市
副町	長	廣瀬	康雄	上下水道課長	田中	智
教育	長	袋井	貞司	会計課長	船木	秀浩
参事兼総務課長		高名	雅弘	長寿介護課長	横井	正之
参事兼土木建設課長		北野	均	保健環境課長	道善	まり子
参事兼住民福祉課長		平岡	重信	教育文化課長	岩田	正
企画	課長	上坂	恵一	生涯学習課長	甘田	悟司
情報推進	課長	山本	貴	教育文化課担当課長	植田	一成
税務	課長	町田	穂高			

○職務のため出席した事務局職員

議会議務局長 古川利宣 書記 神保悦子
議会議務局長補佐 土屋金蔵

○議事日程（第1号）

令和元年6月5日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(中能登町税条例等の一部を改正する条例について)
- 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度中能登町一般会計補正予算)
- 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度中能登町介護保険特別会計補正予算)
- 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算)
- 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算)
- 報告第1号 平成30年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 議案第1号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第2号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 中能登町公共用施設維持補修基金条例を廃止する条例について

議案第 6 号 令和元年度中能登町一般会計補正予算

議案第 7 号 小字の名称の変更について

請願第 1 号 国の教育予算を拡充することについて

継続審査

請願第 2 号 難病の治療に関わる経済的負担を緩和する制度創設に向けた要請

日程第 3 常任委員会付託

日程第 4 休会決定の件

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（宮下為幸議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。

ただいまから令和元年度中能登町議会6月定例会議を再開します。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり本日から6月19日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。

よって、会議期間は本日から6月19日までの15日間とすることに決定いたしました。

また、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、諸般の報告をします。

地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（宮下為幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、1番 古玉いづみ議員、2番 尾田良一議員を指名いたします。

◎議案の一括上程

○議長（宮下為幸議員） 日程第2

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町税条例等の一部を改正する条例について）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町国民健康保険税条例の一

部を改正する条例について）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中能登町一般会計補正予算）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中能登町介護保険特別会計補正予算）

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算）

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算）

報告第1号 平成30年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について

議案第1号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第2号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第3号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第5号 中能登町公共用施設維持補修基金条例を廃止する条例について

議案第6号 令和元年度中能登町一般会計補正予算

議案第7号 小字の名称の変更について

請願第1号 国の教育予算を拡充することについて

継続審査請願第2号 難病の治療に関わる経済的負担を緩和する制度創設に向けた要請

以上、承認7件、報告1件、議案7件及び請願2件、うち継続審査請願1件を一括して議題とします。

◎提案理由説明

○議長（宮下為幸議員） 町長から提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。

提案理由の説明を行います。

本日ここに、令和元年度中能登町議会6月定例会議の開会に当たり、町の近況について申し述べるとともに、提案いたしました各議案について説明をいたします。

まず初めに、本定例会議は、元号が平成から令和にかわって最初の定例会議となります。

5月1日に即位された天皇皇后両陛下におかれましては、町民とともに謹んでお祝いを申し上げます。

私は、陛下が皇太子殿下であった平成18年8月に、中能登町良川にある知的障害者複合施設つばさをご訪問された際、町長として随行させていただきました。陛下は施設の方の説明に熱心に耳を傾け、また利用者にお声をおかけになり、その優しいお人柄に心引かれたことを今でも鮮明に覚えております。これからも、そのお人柄で令和が輝かしい時代となるよう期待をしてやみません。

また、上皇上皇后両陛下におかれましては、天皇陛下在位30年余りの長きにわたり、世界平和と国民の幸せを願い、国民と苦楽をともにしてこられたことに、心より敬意を表し感謝を申し上げます。

来年夏には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、セーリング競技で当町出身の高柳 彬選手の出場が期待されるほか、6月2日には聖火リレーが中能登町内にも通ることになっており、大いに盛り上がりを見せることと期待をしております。

さて、平成時代を振り返りますと、中能登町が発足以来、国全体で少子・高齢化が進む中、子育て支援制度の充実や定住促進制度の

拡充、ケーブルテレビ網の整備、中能登中学校の建設、鹿島地区の小学校の統合、道の駅の建設など、議員各位や町民の皆様のご協力を得ながら、住んでよかったと思われるまちづくりのため、さまざまな事業や課題に取り組んでまいりました。

しかしながら、残された大きな課題の一つである役場庁舎問題については、令和時代に持ち越されることとなりました。

このうち鹿島庁舎と鹿西庁舎については、それぞれ建築から既に49年と41年が経過しており、耐震基準を満たしておりません。

昨今、自然災害が多発している中、災害時、町民の生命や財産を守るため、指揮命令や各種支援の実施など被災後、業務を継続して遂行しなければならないことを鑑みると、耐震基準を満たしていない庁舎を行政庁舎として使用することは危機管理ができていないということになります。

そこで、3月に開催された町議会庁舎統合特別委員会に、この2つの庁舎に入っている課及び機能について旧鹿西中学校に移転する案をお示ししたところであります。

庁舎問題については、引き続き議会を初め関係各位のご理解とご協力をいただき、あわせて子や孫の世代に負担をかけず、行政サービスの質の低下を招かないよう検討を進めてまいりたいと考えておりますので、重ねてご協力をお願いいたします。

それでは、本定例会議に提案いたしました議案の主な内容につきまして順次ご説明をいたします。

最初に、承認第1号、中能登町税条例等の一部を改正する条例について専決処分の承認を求めるものであります。

この条例は、地方税法等の一部改正に伴い、個人の町民税の非課税の範囲やふるさと納税制度に係る寄附金税額控除の対象となる自治体の指定の見直し、住宅ローン控除の拡充に伴う措置、軽自動車に係る車体課税の大

幅な見直しなどがされたため、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第2号、中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分承認を求めるものであります。

この条例は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定基準が改正されたため、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第3号から承認第7号までは、平成30年度補正予算で、いずれも事業費の確定に伴い、3月29日付をもって専決処分を行ったものであります。

まず、承認第3号、平成30年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億7,377万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億9,715万4,000円としたものであります。

また、第2表繰越明許費につきましては、団体営土地改良事業費などについて、年度内の事業完了が見込めないため翌年度へ繰り越したものであります。

次に、第3表地方債補正につきましては、農林課や土木建設課が所管する事業のうち、事業費の確定により、農業農村整備事業や老朽ため池改修事業、一般町道整備事業、一般単独施設改修事業、防災対策事業、補助災害復旧事業の6事業につきまして、それぞれ必要額を計上したものであります。

補正予算の主なもの、歳入では地方消費税交付金及び地方交付税などを増額し、県支出金及び繰入金などを減額したものであります。

歳出では、事業費の確定により、それぞれ減額を行ったものであります。

次に、承認第4号、平成30年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ363万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ2億4,424万2,000円としたもので、実績に基づき後期高齢者医療広域連合納付金の減額などの精算措置を行ったものであります。

次に、承認第5号、平成30年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,322万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,471万3,000円としたもので、事業費の確定に伴う保険給付費などの精算措置を行ったものであります。

次に、承認第6号、平成30年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,759万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,280万5,000円としたもので、保険給付費等の実績に基づき精算措置を行ったものであります。

次に、承認第7号、平成30年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ498万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,023万4,000円としたもので、管理費及び施設整備事業費の精算措置を行ったものであります。

以上、承認第1号及び第2号の条例改正及び承認第3号から承認第7号までの平成30年度各会計補正予算に係る案件につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、専決処分の承認を求めたものであります。

次に、報告第1号 平成30年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、平成30年度から翌年度に予算を繰り越すため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、議案第1号 中能登町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する

法律の改正に伴い、選挙長等の非常勤特別職の報酬について改正を行うものであります。

次に、議案第2号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例につきましても、林地台帳の写しの交付について手数料の徴収を明文化するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、災害援護資金の貸付要件に関し所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例につきましても、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、低所得者の介護保険料について軽減を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号 中能登町公共用施設維持補修基金条例を廃止する条例につきましても、平成12年から電源立地促進対策交付金を財源として鳥屋学園プールの維持補修費に充当していた基金について、平成30年度末で残高がなくなったため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第6号 令和元年度中能登町一般会計補正予算につきましても、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,299万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億9,599万9,000円とするものであります。

また、第2表地方債補正につきましても、農業農村整備事業について必要額を計上するものであります。

補正予算の歳出で主なものは、プレミアム付商品券事業として1,950万円、地方創生推進交付金事業で、繊維産業地域商社プラットフォーム化・繊維商社開発事業委託料として

900万円、社会資本整備円滑化地籍整備事業として790万円をそれぞれ増額するものであります。

最後に、議案第7号 小字の名称の変更につきましても、県営ほ場整備事業芹川地区の土地改良事業の施行による区画形状の変更に伴い、小字の名称を変更するものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につきその大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（宮下為幸議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎議案説明及び質疑

○議長（宮下為幸議員） これより上程議案の説明及び質疑を行います。執行部におかれましては、説明は簡潔、明瞭で、答弁は的確なものとするよう求めておきます。

なお、承認第3号から承認第7号までと議案第6号については予算決算常任委員会に付託の予定でありますので、ここでは説明のみといたします。

また、請願第1号、継続審査請願第2号は常任委員会付託の予定であり、ここでの説明及び質疑は省略したいと思いますので、ご了承願います。

それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町税条例等の一部を改正する条例について）説明を求めます。

議案書は、その2、1ページから13ページとなります。

町田税務課長

〔町田穂高税務課長登壇〕

○町田穂高税務課長 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

中能登町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。新旧対照表は5ページから31ページとなります。

まず改正理由でございますが、地方税法等の一部改正及び地方税法施行令等の一部改正に伴い、条例の改正を行うものでございます。

次に、改正概要でございますが、今回の改正は大きく分けて4つの柱に分けられます。

まず1つ目ですが、個人町民税の非課税措置の見直しになります。

子供の貧困に対応するための措置として、単身児童扶養者についても個人町民税の非課税対象に加えるものであります。現行の制度では、非課税対象者は生活保護者、障害者、未成年者、寡婦などとなっており、寡婦につきましては配偶者と死別または離別した場合に限られております。

今回の税制改正では、単身児童扶養者も寡婦控除の対象とするとともに、非課税の限度額も前年の合計所得金額135万円以下と現行より10万引き上げるものでございます。

続いて、2つ目です。ふるさと納税制度の寄附金税額控除の見直しであります。

ふるさと納税制度は、自分の生まれた故郷や支援したい自治体に納税という名の寄附を行う制度であり、寄附金の合計額から2,000円を引いた金額が住民税、所得税の控除、還付の対象となるものであります。

しかし、全国の自治体の中には、過度に高価な返礼品や地域の地場産品と全く結びつかない返礼品を出す自治体があらわれるようになったため、今回の税制改正で一定のルール

を定め、ふるさと納税制度の健全な発展を図るものであります。具体的には、総務大臣が対象となる自治体を指定し、返礼品は寄附金額の3割以下、地場産品に限るとするもので、基準に適合しなくなった自治体については指定を取り消すことができるというものであります。

続いて、2ページの中ほどをお願いいたします。

3つ目は、住宅ローン控除の拡充に伴う措置についてであります。

本年10月1日の消費税率10%引き上げに伴い、消費税の住宅ローン控除の適用期間を3年間延長するにあわせ、現行の限度額の範囲内で、所得税で控除し切れない額を個人町民税から控除できるようにするものであります。対象となるのは、本年10月1日から令和3年12月31日までに居住を始めた住宅に限ります。

続いて、4つ目になります。軽自動車税に係る車体課税の大幅見直しであります。

本年10月1日の消費税率10%引き上げにあわせ、軽自動車の取得税に係る自動車取得税が「環境性能割」に、また現行の軽自動車税が「種別割」にそれぞれ名称が変わります。

これにあわせ、3ページ上段の表のとおり環境性能割の適用区分の見直しとともに、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した車について税率の1%軽減を行い、国内市場の活性化を図るものであります。

また、種別割につきましては、下段の表のとおりでありまして、グリーン化特例の対象を大幅に見直し、電気自動車や天然ガス自動車など排出ガス規制や燃費性能のすぐれた車の普及を図るものであります。

なお、今回の条例改正の施行期日ですが、平成31年4月1日を原則といたしますが、単身児童扶養者の非課税措置は令和3年1月1日、ふるさと納税見直しは本年6月1日、軽自動車については本年4月1日のほか、消費

税率が10%に引き上がる本年10月1日など、段階的に施行されます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。質疑を行います。承認第1号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）説明を求めます。

議案書は、15ページから17ページとなります。

道善保健環境課長

〔道善まり子保健環境課長登壇〕

○道善まり子保健環境課長 議案書15ページをお願いいたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてです。

中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により3月29日付で専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

議案書17ページ、提出議案説明資料33ページをお願いいたします。説明は、資料33ページでさせていただきます。

改正の理由でございますが、平成31年3月29日に公布された地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、1つ目は、国民健康保険税の基礎課税額（医療分）に係る課税限度額を引き上げるものでございます。内訳は、課税限度額58万円を61万円に引き上げるものです。

2つ目は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため軽減判定所得の

基準を引き上げるものでございます。内訳は、軽減判定所得の算定において、5割軽減の対象となる世帯の被保険者数に乗ずる金額27万5,000円を28万円に、また2割軽減の対象となる世帯の被保険者数に乗ずる金額50万円を51万円にそれぞれ引き上げるものであります。

この条例の施行期日は平成31年4月1日でございます。

新旧対照表につきましては、資料の35ページ、36ページに記載してあります。

説明は以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。質疑を行います。承認第2号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中能登町一般会計補正予算）について説明を求めます。

まずは歳入全般について説明を求めるとします。

議案書は、19ページから44ページとなります。

高名参事兼総務課長

〔高名雅弘参事兼総務課長登壇〕

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、議案書19ページをお開きください。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。平成30年度中能登町一般会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、21ページをお開きください。

平成30年度中能登町一般会計補正予算は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億

7,377万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億9,715万4,000円とするものです。

第2条、繰越明許費では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものとするものです。

第3条、地方債の補正では、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものです。

それでは、27ページをお開きください。

第2表繰越明許費です。

主なものは、6款農林水産業費では、上から4段目の団体営土地改良事業費で6,900万円外4件、8款の土木費では社会資本整備総合交付金事業の3,938万5,000円外1件、11款の災害復旧費では、下から2段目の林道災害復旧事業の4,979万2,000円外2件で、全部で10事業について年度内の事業完了が見込めないため翌年度に繰り越すものです。

次に、28ページをお開きください。

第3表地方債補正です。

これは、農業農村整備事業や老朽ため池改修事業及び一般町道整備事業等のそれぞれの事業費の確定に伴い、起債の限度額が確定したことにより、今回、起債の限度額を3,810万円減額し、起債限度額の総額を5億3,844万3,000円とするものです。

次に、31ページをお開きください。

31ページからは歳入の説明となります。

まず1款の町税では、1目の個人で149万6,000円の増額、2目の法人では1,074万2,000円の増額です。

次に、その下の固定資産税では1,277万3,000円の増額、軽自動車税では5万7,000円の減額で、年度末の実績によるものです。

次に、町たばこ税では15万5,000円の減額補正をするものです。

次に、32ページをお開きください。

2款地方譲与税の1目地方揮発油譲与税につきましては348万6,000円の増額、次の自動

車重量譲与税は1,063万5,000円の増額で、いずれも譲与税の最終割当額の決定により増額補正を行ったものです。

次に、3款の利子割交付金では140万7,000円の増額、4款の配当割交付金で105万9,000円の増額、5款の株式等譲渡所得割交付金で304万9,000円の増額、6款の地方消費税交付金では4,213万4,000円の増額、7款の自動車取得税交付金では2,128万1,000円の増額で、交付金額の最終割当額の決定により増額補正を行ったものです。

次に、9款の地方交付税では8,381万4,000円の増額です。

平成30年度の地方交付税につきましては、普通交付税が42億1,663万2,000円で対前年度比0.1%の増、特別交付税が5億1,810万7,000円で対前年度比で7.9%の減となりました。このことから、平成30年度の地方交付税の総額は47億3,473万9,000円となり、対前年度0.9%の減となりました。

次に、10款の交通安全対策特別交付金は15万8,000円の増額で、11款の分担金及び負担金では、それぞれの事業の最終精算による増額ないし減額の補正を行いました。

34ページをお開きください。

続いて、中段の12款使用料及び手数料につきましては、それぞれの事業の精算による増額ないし減額の補正を行ったものです。

次に、35ページ下段の13款の国庫支出金から39ページまでの14款の県支出金につきましては、それぞれの事業費が確定いたしましたので、その精算措置として増額ないし減額を行ったものです。

次に、40ページをお開きください。

15款の財産収入では、それぞれの財産貸付収入や利子及び配当金の精算等により補正を行ったものです。

次に、16款の寄附金では、4目のふるさと応援寄附金につきまして11万5,000円を増額し、261万5,000円の歳入予算を計上しまし

た。

次に、41ページの上段の17款繰入金の基金繰入金の財政調整基金繰入金では、事業費の確定や他の財源の増額などにより5億3,151万9,000円を減額するものです。

次に、19款の諸収入につきましては、それぞれの所管課において雑入を計上しております。

最後に、44ページをお開きください。

20款の町債につきましては、さきに地方債補正のところの説明したとおりとなっておりますので、よろしく願いいたします。

歳入の説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。

続いて、同じく承認第3号、平成30年度中能登町一般会計補正予算の歳出について説明を求めます。

議案書は、45ページから108ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、45ページをお開きください。

歳出の1款の議会費からですが、歳出全般にわたり各細目ともに事業の精算に伴う補正をお願いするもので、議会費を初め、各課、各款にわたって人件費は精算措置として取り扱っておりますので、個々の説明については省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは最初に、1款議会費の3細目議会運営費で49万8,000円の減額をお願いするもので、主に費用弁償や交際費を減額するものです。

次に、4細目議会調査活動費で218万9,000円を減額するもので、46ページをお開きください。減額の主なものとして、19-1負担金で議員行政視察同行49万1,000円の減額、19-2補助金で議会行政視察研修63万2,000円の減額です。

次に、5細目の事務局運営費では62万2,000円を減額するものです。主なものは、13委託料のテープおこしで20万1,000円を減額するもので、本会議や随時会議の会議録作成テープおこしに係る減額によるものです。

次に、47ページの2款総務費、2細目一般管理事業では1,764万5,000円を減額するもので、48ページをお開きください。一番上の10交際費を56万8,000円減額するとともに、中ほどで13委託料の統合庁舎改修工事基本設計業務で1,295万8,000円を減額するものです。また、地方公会計システム保守業務51万1,000円とその下の町公有財産データ整備用資料作成62万7,000円につきましては、項目立てを行ったものです。

次に、3細目の職員福利厚生事業は財源補正を行うものであり、4細目の自治振興事業では3万6,000円の減額を行うものです。

次に、49ページの5細目情報管理事業では2,825万5,000円を減額するもので、主なものは、委託料で電算システムの保守や開発、システム更新を行ったことによる精算措置となりますが、11-1消耗品費の69万5,000円の増は、役場全体のプリンターのインクトナー代に不足が生じたものです。

次に、6細目の車輛管理事業では211万8,000円を減額するもので、13委託料のバス運転71万6,000円など、町有バスの運行に係る経費並びに公用車管理の費用に要する経費の精算を行ったものです。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 山本情報推進課長〔山本 貴情報推進課長登壇〕

○山本 貴情報推進課長 それでは、50ページをお願いいたします。

第2目1細目の広報広聴事業でございます。総額で632万円を減額するものでございます。全て事業完了に伴う精算措置によるものであります。主なものにつきましては、15節工事請負費では、イントラネット光ケーブル

ル伝送路の工事実績に基づいて不用額を減額するものでございます。また、28節の繰出金につきましては、ケーブルテレビ事業特別会計の事業費確定に伴い447万8,000円を減額するものでございます。

その下、2細目の公衆無線LAN環境整備事業費につきましては、携帯電話の電波が届かない観光名所であります不動滝に光ケーブルを敷設し、駐車場と滝の前の広場にWi-Fi環境を整備したもので、工事完了に伴う精算措置による減額であります。総事業費は956万445円で、国庫補助金502万5,000円を受けております。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 船木会計課長

〔船木秀浩会計課長登壇〕

○船木秀浩会計課長 議案書51ページをお願いします。

3目2細目出納事務費です。8万4,000円の減額をするもので、全て年度末の歳出額の確定による精算措置によるものです。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、51ページの下段の1細目、鳥屋庁舎管理事業で91万4,000円の減額となります。主に11-5光熱水費45万6,000円の減額をするものであります。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 北野参事兼土木建設課長

〔北野 均参事兼土木建設課長登壇〕

○北野 均参事兼土木建設課長 それでは、52ページになります。

2細目の鹿島庁舎管理事業であります。110万3,000円の減額であります。11節の燃料費から14節の使用料及び賃借料まで、それぞれ事業完了に伴います精算措置でございます。

○議長（宮下為幸議員） 平岡参事兼住民福祉課長

〔平岡重信参事兼住民福祉課長登壇〕

○平岡重信参事兼住民福祉課長 その下になります。

3細目鹿西庁舎管理事業です。74万円の減額となります。全て精算によるものですが、11-7施設修繕料で38万2,000円の増額をお願いするものです。これにつきましては、庁舎正面玄関の自動ドアが作動しなくなり、修理したことによる増額経費でございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、53ページ中ほどとなりますが、4細目財産管理事業で173万2,000円の減額となります。

主なものは、13委託料で、遊具点検22万8,000円の減、旧滝尾小学校解体工事監理で49万4,000円の減額、15工事請負費で22万8,000円の減額をするものです。これは主に旧滝尾小学校解体工事に係る事業精算や公有施設の管理に係る精算措置となります。

次に、1細目の交通防犯対策費で136万9,000円の減額です。

補正の主なものとして、8-3報償品で運転免許返納支援3万5,000円の増額をお願いするもので、近年の高齢者の交通事故により免許返納が徐々にではありますが増加していることから増額をするとともに、11-5で、54ページになりますが、光熱水費で93万8,000円について防犯灯に要する費用として増額となったものであります。なお、11-7の施設修繕料で50万円を減額するとともに、20の扶助費で犯罪被害者支援金40万円を減額するものです。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 上坂企画課長

〔上坂恵一企画課長登壇〕

○上坂恵一企画課長 55ページになります。

6目企画費、2細目企画総務費で316万8,000円の減額になります。

主なものに、1-3非常勤職員報酬では、それぞれ事業精算による減額を行いました。

また、8-1報償金、空き家等登録奨励事業で35万円の減額です。これの内訳は、空き家バンクの登録された物件が売買また賃貸契約が成立した場合、報奨金1件分15万円減額となり、区があっせんし登録に至った物件の実績がなかったため報奨金として20万円、合計して35万円の減額であります。

また、次の8-3報償品で、UIJターナー応援の商品券40万円の減額は、4件分の減額であります。平成30年度は16件の実績でありました。また、ふるさと応援寄附金返礼品につきましては、予算が不足したため23万7,000円の増額をお願いするものでございます。

その下のほうで19-2補助金で、空き家等解体支援で60万円の減額及び、その下の空き家等改修支援73万7,000円の減額は、申請がありませんでしたので減額するものであります。

次に、19-3交付金で、能登空港利用促進助成金83万7,000円の減額ですが、能登空港利用助成金の申請があった利用実績に基づき減額をしたものでございます。

次に、3細目のコミュニティ施設費43万3,000円の減額です。

これは、能登部下集会所の光熱水費等不用額を各節において減額するものであります。55ページから56ページの上段までの分であります。

そして、56ページの19-2補助金で地域情報掲示板設置事業10万円の減額ですが、実績がありませんでしたので減額するものであります。

次に、4細目駅管理委託費18万9,000円の減額。

また次に、5細目広報・調査等交付金事業

46万3,000円の減額は、事業の確定による減額でございます。

次に、6細目の結婚推進事業で269万8,000円の減額を行うものです。これは、地域少子化対策重点推進交付金を活用して婚活事業や結婚推進員の皆様の研修会を実施いたしました。

減額の主なものは、19-2補助金、結婚新生活支援事業222万8,000円です。これは、結婚に伴う住宅取得費など補助限度額30万円の事業で、実績が1件ありました。その不用額を減額するものでございます。

次に、議案書57ページになります。

7細目の消費者行政推進事業1万1,000円の減額は、事業の確定によるものでございます。

次に、7目の1細目町祭費で383万5,000円を減額するものであります。昨年の7月28日に開催した町祭「織姫夏ものがたり」の精算による減額であります。主なものに、13節委託料、打上花火216万5,000円の減額は、台風の影響で急遽打ち上げ花火を中止したための減額でございます。

次に、2細目の男女共同参画推進事業20万2,000円の減額。次のページ、58ページ、4細目の地域おこし協力隊事業94万8,000円の減額につきましては、それぞれ事業完了により精算を行ったものであります。

最後に、5細目の地方創生推進交付金事業258万5,000円の減額は、ななお・なかのとDMO地域連携事業の事業の確定により、補助金の減額とそれに伴う歳入、国支出金及び一般財源の減額です。減額の理由は、DMO職員の採用時期がおくれたことにより減額となったものであります。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 町田税務課長

○町田穂高税務課長 それでは、59ページをお願いいたします。

2款2項1目2細目の税務諸事業で9万

7,000円の減額をお願いするものです。いずれも事業完了に伴い不用額を減額するものがあります。

続いて、一番下、2目1細目の課税徴収事務事業で102万2,000円の減額をお願いするものです。こちらも事業完了に伴い不用額を減額するものがあります。

以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 平岡参事兼住民福祉課長

○平岡重信参事兼住民福祉課長 それでは、61ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費、1目2細目戸籍住民基本台帳費では246万9,000円を減額するものでございます。事業の精算によるものでございます。主なものといたしましては、19-1負担金で、個人番号カード事務222万9,000円を減額するものでございます。これにつきましては、地方公共団体情報システム機構に係る経費が減額されたことによるものでございます。

その下、3細目人権擁護活動推進事業では8万円の減額です。事業完了に伴う精算でございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 説明の途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは続いて、61ページの下段の1細目選挙管理委員会運営費で6万2,000円の減額となります。

また、62ページをお開きください。

本年4月7日に執行されました県議会議員選挙費における平成30年度分に係る経費の精算を行ったものです。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 上坂企画課長

○上坂恵一企画課長 同じく62ページの下段になります。

第5項統計調査費の1目1細目の統計総務費並びに2目委託統計調査費、9細目の住宅・土地統計調査費につきましては、事業の確定に伴い減額等の補正を行ったものであります。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、63ページの監査事務運営費で6万9,000円の減額です。事業完了に伴う精算の措置となっております。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 平岡参事兼住民福祉課長

○平岡重信参事兼住民福祉課長 それでは、64ページをお願いいたします。

3款民生費です。

1項1目2細目社会福祉事業で304万円の減額でございます。実績に基づく減額で、大きなものといたしましては19-2補助金で、中能登町社会福祉協議会の事業費確定により300万円を減額するものでございます。

続きまして、2目2細目在宅福祉事業では19万4,000円の減額でございます。事業完了による減額です。

続きまして、65ページをお願いいたします。

3細目自立支援事業では1,274万円の減額です。事業完了による精算によるものです。

主なものといたしましては、13節委託料で、地域生活支援事業で50万2,000円の増額をお願いするものです。これにつきましては日中一時支援の利用者の増によるものでございます。

また、大きなものでは、20節扶助費、中ほ

どになりますけれども障害児施設給付費で986万円を減額するものでございます。給付費の確定によるものでございます。

それから、その下になります4細目認定審査会費では1万9,000円、その下の5細目認定調査等費では8万1,000円を減額するものです。ともに事業完了による減額でございます。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 横井長寿介護課長
〔横井正之長寿介護課長登壇〕

○横井正之長寿介護課長 それでは、66ページ中段をごらんください。

3款1項3目2細目老人福祉事務事業48万5,000円の減額でございます。主なものは、介護保険特別会計の事業完了に伴う精算により、28節繰出金、介護保険特別会計への繰り出し470万1,000円を減額するものでございます。

続いて、3細目在宅福祉対策事業360万4,000円の減額でございます。主なものは、13節委託料の高齢者等福祉サービス事業129万8,000円の減額で、主なものとして、まず1つ目は外出支援サービス事業で、当初予算では888件分を見込んでいましたが実績565件分となり38万9,000円を減額。2つ目は除雪援助事業で、当初予算では140件分を見込んでいましたが実績はゼロであり34万2,000円を減額。3つ目は訪問理美容サービス事業で、当初予算では90件分を見込んでいましたが実績は42件となり16万7,000円を減額となりました。

また、20節扶助費では、介護慰労金支給事業152万1,000円の減額について、当初予算では300カ月分を見込んでいましたが実績は224カ月分であったため差し引き分を減額するものでございます。

続いて、4細目老人ホーム入所措置事業267万円の減額でございます。主なものは、当初予算で養護老人ホーム入所4人と見込んで

でしたが、実績は3人であったため1人分を減額したものでございます。

続いて、67ページをごらんください。

5細目敬老慰問事業38万1,000円の減額でございます。主なものは、8節報償金の長寿祝金等34万円の減額でございます。これは平成30年度に制度の見直しを行い、対象年度において、節目年齢であります77歳の喜寿、88歳の米寿、99歳の白寿になる方と100歳を迎えた方に対して、それぞれお祝いの祝い金をお渡しするというにさせていただきます。減額につきましては、基準日以前に死亡や転出するなど支給要件を満たさなくなった場合の分でございます。ちなみに支給金額と人数でございますが、100歳の方は10万円で10人、99歳の方は2万円で5人、88歳は2万円で204人、77歳は1万円で278人でした。

続いて、6細目老人福祉施設費302万2,000円の減額でございます。

主なものは、13節委託料、指定管理、老人福祉センターゆうゆう80万円の減額で、平成30年度は施設等の修繕が少なかったこと、経費の節減を行ったためでございます。

また、15節工事請負費207万3,000円の減額ですが、これはデイサービスセンターひまわりの冷暖房空調設備及び浴槽給湯ボイラーの更新工事の入札残でございます。

続いて、7細目地域包括支援センター事業費135万8,000円の減額でございます。主なものは、13節委託料の介護予防ケアプラン作成112万5,000円の減額でございますが、当初予算で年間804件分のケアプランの作成を外部へ委託する見込みでしたが、実績では565件となりましたので、その差し引き分の減額をするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 道善保健環境課長
○道善まり子保健環境課長 68ページをお願いいたします。

上段になります。3款1項4目1細目福祉

医療費支給事業で372万6,000円の減額でございます。主なものとしまして、20節扶助費の心身障害者医療費で373万4,000円の減額、ひとり親家庭等医療費で76万4,000円の増額をそれぞれ実績見込みにより行うものでございます。

次の5目2細目国民年金事業につきましては、事業完了に伴い1万9,000円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 平岡参事兼住民福祉課長

○平岡重信参事兼住民福祉課長 同じく68ページ、下段になります。

6目1細目健康ハウス憩運営事業でございます。42万9,000円を減額するものでございます。事業の完了による精算措置でございます。中で、11-1消耗品費で14万4,000円の増額をお願いするものです。事業の実績によるものでございます。

続きまして、70ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、1目2細目児童福祉事務事業で420万円の減額でございます。これにつきましては、8-1報償金、出産祝金で事業完了による精算でございます。30年度の実績といたしましては、81人の方に交付いたしました。

それから、その下になります3細目児童手当等支給事業では53万5,000円の減額です。事業完了によるものでございます。

続きまして、71ページをお願いいたします。

2目2細目保育園運営費では1,379万円を減額するものでございます。事業完了に伴う精算でございます。

増額をお願いするものとしたしましては、71ページ中段になりますけれども、光熱水費で56万3,000円の増額をお願いするものです。実績によるものでございます。

続きまして、72ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、19-1負担金で、管外委託児童で140万円の増額をお願いするものです。事業実績によるもので、3月1日現在では42人の管外の委託人数でございました。

それから、3目1細目児童館運営費では97万円の減額でございます。全て事業完了に伴う精算でございます。主なものとしたしましては、一番下段になります7-1臨時雇賃金で32万7,000円の減額でございます。

続きまして、73ページをお願いいたします。下段のほうになります。

4目1細目学童保育事業では166万5,000円の減額です。事業完了に伴う精算でございます。大きなものとしたしましては、7-2嘱託職員賃金で67万9,000円でございます。支援員1名が途中退職したことによる減額でございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 道善保健環境課長

○道善まり子保健環境課長 それでは、75ページ上段をお願いいたします。

4款1項1目2細目保健衛生事業におきましては、国民健康保険特別会計の事業費の精算により28節繰出金220万2,000円を減額したものであります。

次の2目1細目感染症予防事業におきましては、各種の定期予防接種の実績により13節委託料296万8,000円を減額したものであります。

次の3目1細目環境衛生事業318万円の減額でございますが、主なものとしまして、19節補助金、住宅用太陽光発電システム導入262万8,000円の減額につきましては、当初30件で見込んでおりましたが実績では9件であったため、その差額分の減額でございます。同じく補助金のスズメバチの巣の駆除52万円の減額につきましては、当初60件で見込んで

おりましたが実績では8件であったため、その差額分の減額でございます。

次の2細目墓地管理事業におきましては、実績見込みにより11節施設修繕料5万円の減額を行ったものであります。

続いて、下段になります。

4目1細目母子保健事業で531万4,000円の減額でございます。

主なものとしまして、76ページになりますが、13節委託料の医療機関委託個別健診142万6,000円の減額ですが、当初約120人分の妊婦健診費用を計上しておりましたが実績では約84人となったことにより減額するものでございます。同じく委託料の産後ケア事業におきましては、利用がなかったため22万7,000円の減額を行ったものでございます。

次の20節扶助費の不妊治療費助成162万6,000円の減額は、当初28件を見込んでおりましたが実績では24件の申請となったものでございます。同じく扶助費の未熟児養育医療費109万9,000円の減額は、当初2人で20カ月の入院期間を見込んでおりましたが実績では3人で6カ月となったことにより減額するものでございます。

続いて、5目1細目後期高齢者医療事業405万2,000円の減額でございますが、事業完了に伴い精算措置を行ったものでございます。主なものとしまして、後期高齢者医療特別会計の事業費の精算により、28節繰出金263万3,000円を減額したものであります。

続いて、6目1細目保健事業198万円の減額でございます。主なものとしまして、13節委託料で、77ページになりますが、がん検診で各種がん検診の実績により140万円の減額をするものでございます。

続いて、7目1細目健康づくり推進事業につきましては、補正額はありますが、財源内訳の変更であります。

続いて、8目2細目保健センター費24万4,000円の減額でございますが、事業完了に

伴い精算措置を行ったものでございます。

78ページをお願いいたします。

4款2項1目1細目清掃事業費197万1,000円の減額でございます。

主なものとしまして、13節委託料の指定袋製造等43万3,000円の減額は、入札差金であります。

次の19節補助金のごみ置場整備事業101万5,000円の減額は、資源ごみ置き場の新設申請がなかったことにより減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 上坂企画課長

○上坂恵一企画課長 同じく議案書78ページの下段の第5款労働費の1細目労働費25万9,000円の増額でございます。主なものに、19-2補助金、雇用促進奨励助成金30万円の増額であります。これは、町内に住所を有する正規雇用労働者を雇用した事業者に対し、対象労働者1人当たり最大20万円を交付する事業で、平成30年度の実績といたしまして6社9名となり、不足分30万円の増額をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 宮崎農林課長

〔宮崎理市農林課長登壇〕

○宮崎理市農林課長 79ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、農業委員会費です。198万8,000円の減額です。年度末の精算に伴い減額するものです。主なものとしましては、1節の2委員報酬で168万2,000円の減額です。農業委員・最適化推進委員の報酬で、農地利用最適化推進活動の実績により減額するものです。

次に、2目地域農政推進対策事業費337万7,000円の減額です。

主なものとしまして、19節の2補助金、機構集積協力金交付事業で529万3,000円の減額です。農地中間管理機構への貸し付けが見込

みより少なかったため減額となったものです。

同じく補助金で、担い手確保・経営強化支援事業につきましては269万円の増額です。農業法人の農業機械購入に対し補助するもので、年度末に補助金が割り当てられたため、今回、補正をするものであります。

80ページをお願いいたします。

中段になります。3目2細目農業総務費144万6,000円の減額です。28節、下水道事業特別会計繰出金の減額によるものです。

次に、3目3細目農業施設管理費4万7,000円の減額は、年度末精算によるものであります。

81ページをお願いいたします。

4目1細目農業振興費257万8,000円の減額です。主なものとしまして、8節の1報償金でイノシシ捕獲奨励金44万2,000円の減額です。平成30年度は、成獣、幼獣を合わせまして326頭を捕獲しております。

ページ中ほど、19節の2補助金です。魅力ある園芸品目育成事業で119万6,000円の減額です。年度末精算によるものですが、耐雪型園芸施設設置事業で120万円の減額が主なものであります。8棟を見込み計上しておりましたが1棟の実績であったものです。

次に、4目2細目日本型直接支払制度事業では92万6,000円の減額です。主なものは、13節委託料、多面的機能事務支援で68万円の減額であります。実績によるものであります。

82ページをお願いいたします。

5目1細目生産調整費で61万3,000円の減額です。減額の主なものは、19節の2補助金で、転作団地化助成事業で58万4,000円の減額は実績によるものでございます。

次に、下段、7目2細目農地総務費では36万2,000円の減額で、年度末精算によるものであります。

83ページをお願いいたします。

7目3細目県営土地改良事業費では107万7,000円の減額です。13節委託料で、圃場整備事業の変更計画書作成について2地区分を予定しておりましたが、1地区分が31年度以降の変更となり減額となったものであります。

次に、7目4細目町単土地開発事業費では126万9,000円の減額です。19節の2補助金で、地区要望事業の減額は年度末精算によるものです。30年度は8地区9件について補助を行っております。

次に、7目5細目土地改良施設維持管理適正化事業費で105万4,000円の減額です。15節工事請負費で38万6,000円の減額は入札差金によるものであります。30年度は4施設について工事を行っております。

次に、7目7細目県単土地改良事業費では増減はありませんが、財源に変更があったものであります。

次に、7目8細目団体営土地改良事業費393万5,000円の減額です。15節工事請負費で373万6,000円の減額につきましても入札差金によるものであります。

次に、8目1細目地籍調査事業費74万5,000円の減額及び次のページ、84ページの2細目社会資本整備円滑化地籍整備事業で33万円の減額につきましては、年度末精算による減額であります。

84ページ中ほど、6款農林水産業費。

2項1目林業総務費では4万7,000円の減額です。年度末精算によるものであります。

2目林業振興費83万2,000円の減額です。13節委託料、森林所有者意向調査で13万8,000円の減額は実績によるものであります。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 上坂企画課長

○上坂恵一企画課長 議案書85ページの第7款商工費。

2細目の商工振興事業費で465万8,000円を

減額するものであります。

11-7 施設修繕料139万8,000円の減額は、能登テキスタイル・ラボの施設修繕の入札の残でございます。

また、19-2 補助金で商工業制度資金信用保証料173万4,000円の減額です。これは町内に住所を有する商工業者の皆さんに対して信用保証料の一部を補助する制度であります。見込みよりも申請件数が減少したため不用額を減額したものです。30年度は8件で6万6,000円でありました。

また、創業支援事業152万6,000円の減額です。30年度実績は874万4,000円で、不用額を減額するものです。これは個人事業主として創業するものに対して3年間で上限200万円を補助するものです。創業者の実績は、28年度5件、29年度6件、30年度4件でありました。

次に、下段の2目の観光費、1細目の観光振興費で94万7,000円を減額するものです。主なものといたしましては、外部専門家招へい事業で県内の講師をお願いしたために、8-1 報奨金で13万5,000円、9-1 費用弁償で20万円、13の委託料で30万円、それぞれ減額をいたしました。

次のページの86ページになります。

2細目道の駅管理運営事業費の6万円の減額は、事業の確定によるものでございます。

次の3目企業誘致費の1細目の企業誘致事業費で119万3,000円を減額するものです。19-2 遊休施設長期貸与時修繕費補助で98万円を減額します。これは越路小学校を企業に貸与するに当たり修繕費を補助したもので、実績として702万円を補助し、不用額を減額したものであります。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 北野参事兼土木建設課長

○北野 均参事兼土木建設課長 それでは、87ページをお願いいたします。

8款1項1目2細目の土木総務費で965万1,000円の減額であります。

主なものであります。19-2 補助金、がけ地災害防止事業で130万円の減額であります。利用申請がなかったことから全額を減額するものです。また、28節繰出金では、下水道事業特別会計で767万4,000円の減額であります。それぞれ事業費確定による精算措置でございます。

次に、88ページであります。

2項1目1細目道路橋梁総務費では51万円、その下の2目1細目の道路維持費では152万1,000円、それぞれ減額であります。事業完了によるものであります。主なものは、道路維持費の13節委託料の除草で106万8,000円の減額となりました。除草回数、除草範囲の縮小を行ったことによるものであります。

次に、3目2細目の道路新設改良費で162万9,000円の減額です。地区要望事業費などの確定によるものであります。

次に、89ページをお願いします。

3細目の社会資本整備総合交付金事業では326万1,000円の減額です。主なものは、15節工事請負費で166万1,000円の減額です。町道T-87号線、これは鳥屋小学校登校坂などの道路改良工事に係るものであります。

その下の4細目の地方創生道整備推進交付金事業では254万5,000円の減額です。これは町道K3-2号線、小竹地内の国道159号から鹿島中部クリーンセンターを通り、能登部上地内の若草団地間の道路改良工事等に係るものであり、それぞれ事業費の確定により精算措置を行ったものであります。

次に、下段の4目1細目の除雪費では1,291万3,000円の減額であります。

主なものでは、90ページをお願いします。

13節委託料の除雪作業で1,205万3,000円の減額です。暖冬によりまして全町一斉除雪を行わなかったことによるものであります。そ

の下の消雪ノズル、さく井設備点検では190万8,000円の増額をお願いするものです。これは通常点検に加えて、散水量が減少した2カ所の削井につままして点検、それから揚水試験などを行い、原因の調査を行ったことによるものです。

その下の補助金、屋根雪落下防止装置設置事業でも22万円の増額をお願いするものです。利用件数の増によるもので、実績は12件でありました。その下の小型除雪機購入では、申請件数がなかったことから全額、50万円を減額するものです。

次に、3項1目1細目の河川総務費では68万4,000円の減額です。事業完了による精算措置であります。8-1節報償金では、河川愛護で37集落で取り組んでいただきました。

次に、91ページです。

4項1目1細目の町営住宅管理費では52万5,000円の減額です。事業完了による精算を行ったものであります。13節委託料の消防設備点検整備で3万5,000円、その下の清掃で2万3,000円、それぞれ増額をお願いするものです。コーポとりやの消火器点検に要したもの、また金丸住宅でツバメのふんの清掃に要したものであります。

その下の2細目の町営住宅建設費では8万5,000円の減額であります。事業費の確定によるものであります。

次に、下段になりますが、2目1細目の住宅・建築物耐震改修等促進事業では、事業費の確定により156万2,000円の減額であります。主なものであります。19-2補助金の耐震診断で13万8,000円の増額をお願いするものです。申請件数がふえたことによるものであります。実績は4件でありました。また耐震設計では20万円の減額、実績は1件、耐震改修では150万円の減額、実績はなしという内容でありました。

土木建設課からの説明は以上であります。

○議長（宮下為幸議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、92ページの9款1細目の消防総務費で46万4,000円の減額となります。非常備消防団の活動費並びに各地区での自衛消防団などの活動における実績の精算となります。

次に、その下の防災対策費では159万7,000円の減額です。防災に係る施設修繕料や防災設備保守管理委託料の精算による減額を行うものとなっております。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 岩田教育文化課長〔岩田 正教育文化課長登壇〕

○岩田 正教育文化課長 それでは、93ページ中段をごらんください。

10款教育費、第1項2目2細目学校教育事務局費です。1,279万8,000円の減額でございます。

主なものとしましては、7節の1臨時雇賃金571万1,000円の減額は、校務支援員4名のうち1名が県採用となったことによるものと、特別支援、教育支援の方がやめられたことによるものでございます。

次に、94ページをお願いいたします。

中段、13節委託料、スクールバス運行業務では、運行実績に伴い136万6,000円の減額。その下、廃棄物処分につきましては、旧越路小学校の廃棄物処理を予定しておりましたが民間企業に貸し出したため処分費が発生しませんでした。そのほかの実績により191万2,000円を減額するものであります。

次に、下段、20節扶助費の就学援助費では、援助費の確定により188万3,000円を減額するものであります。

続きまして、94ページの下段。

3細目旧学校施設管理費では112万3,000円の減額でございます。

主なものは、11節の5光熱水費75万円の減額は実績によるものであります。

次に、その下、11節の7施設修繕料35万3,000円の増額は、台風21号の被害による旧久江小学校の屋根瓦の修繕料の増加であります。

続きまして、95ページをお願いいたします。

2項1目2細目小学校管理費では484万6,000円の減額でございます。

主なものは、中段、11節の5光熱水費255万8,000円の減額は実績によるものであります。

次に、その2段下、11節7施設修繕料の61万6,000円の増額は、台風21号の被害による鳥屋小学校及び鹿西小学校の屋根瓦の修繕料の増加であります。

続きまして、96ページをお願いいたします。

中段の2目1細目小学校教育振興費では、予算の増減はなく、財源の組み替えを行ったものであります。

続きまして、96ページ下段をお願いいたします。

3項1目1細目中学校管理費では202万3,000円の減額でございます。主なものは、11節の1消耗品費57万1,000円、その2段下の11節の6備品修繕料55万4,000円の減額は、いずれも実績によるものであります。

次に、97ページ最上段。

11節の7施設修繕料32万5,000円の増額は、8月31日からの豪雨と台風21号の被害による増額であります。

続きまして、97ページ中段の3項2目1細目中学校教育振興費では31万円の減額でございます。事業完了による精算措置であります。

説明は以上であります。

○議長（宮下為幸議員） 甘田生涯学習課長〔甘田悟司生涯学習課長登壇〕

○甘田悟司生涯学習課長 98ページをお願いいたします。

第4項社会教育費ですが、全般的に事業の確定による減額を補正しております。

第1目2細目社会教育活動推進事業費で112万9,000円の減額で、主なものでは、8-3、成人式の参加人数の確定により成人式記念品代13万9,000円の減額。19-2補助金では、町文化推進事業の確定により38万1,000円の減額であります。

続きまして、99ページをお願いいたします。

第2目1細目公民館活動推進事業で148万4,000円の減額で、8-1報償金の敬老会謝礼で49万8,000円の減額。これは記念品の廃止に伴い配布に係る謝礼などがなくなったことによるものであります。13節委託料では敬老会、会場設営費で26万8,000円の減額など、敬老会を初め各事業確定により減額をするものであります。

続きまして、第3目図書館費、1細目図書館活動推進事業で40万6,000円の減額であります。主なものでは、7-1臨時雇賃金28万9,000円の減額で、3館の図書館の運営に係る人件費で事業確定による減額でございます。

100ページをお願いいたします。

4目社会教育施設管理運営費、2細目生涯学習センター管理運営事業では391万7,000円を減額するものであります。主なものでは、13節委託料で空調設備機器保守点検159万5,000円の減額で、これはラピア鹿島冷温水機の設定の入れかえにより一部保守点検が不要となったためであります。

以上であります。

○議長（宮下為幸議員） 植田教育文化課担当課長

〔植田一成教育文化課担当課長登壇〕

○植田一成教育文化課担当課長 101ページをごらん願います。

3細目ふるさと創修館等費33万8,000円の減額でございます。

11-2燃料費、11-5光熱水費、13節委託料の一番下の空調設備機器保守点検につきましては増額でございます。11-5の光熱水費43万円の増額につきましては、利用者、職員の増による電気料の増でございます。その他につきましては、事業完了による減額でございます。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 甘田生涯学習課長

○甘田悟司生涯学習課長 続きまして、101ページ中段。

4細目カルチャーセンター費等で208万7,000円の減額です。主なものでは、13節委託料の施設管理で60万7,000円の減額で、シルバー人材センターへの日直や草刈りの業務確定による減額でございます。

以上であります。

○議長（宮下為幸議員） 説明の途中ですが、昼食のため1時30分まで休憩します。

午前11時58分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

植田教育文化課担当課長

○植田一成教育文化課担当課長 それでは、102ページをごらん願います。

第10款教育費、2細目文化財保護事業費でございます。131万6,000円の減額でございます。

7-1臨時雇賃金で101万8,000円の減額でございます。文化財の特に大きな調査をする実績がなかったものでございます。

8-1報償金の一番下で、伝建事業で48万3,000円の増額でございます。調査実績によるものでございます。

103ページをごらん願います。

13の委託料で、埋蔵文化財調査で13万6,000円の増額でございます。高島カタタ・スギモト遺跡の最終精算によるものでござい

ます。一番下で伝統的建造物群保存調査で12万円の増額でございます。調査実績によるものでございます。

3細目文化財管理運営費で170万6,000円の減額でございます。11-5光熱水費で1万7,000円、12-4保険料で5,000円、13委託料の中ほどの消防設備等保守管理で2万3,000円の増額でございます。

続きまして、104ページをごらん願います。

能登歴史公園管理で30万3,000円の増額でございます。シルバーによる草刈り等の増でございます。その次の一番下で、歴史公園等整備事業で51万7,000円の増額でございます。石動山の除雪作業、雨の宮グリーン広場の金網柵の設置等のための増額でございます。

文化財の説明は以上になります。

○議長（宮下為幸議員） 甘田生涯学習課長

○甘田悟司生涯学習課長 同じく104ページ下段をお願いいたします。

第5項1目2細目体育施設維持管理事業で101万1,000円の減額であり、それぞれに体育施設の維持管理の実績による増額及び減額であります。13節委託料で、施設管理で42万5,000円の増額でございますが、これは日常的に体育施設全体において清掃業務また施設管理業務などシルバー人材センターとの契約を行っておりますが、契約単価の増や施設の集中的な除草作業を行ったものであります。

続きまして、3細目社会体育活動推進事業で99万1,000円の減額であり、主なものは、106ページになりますが、19-2補助金で、県民体育大会における派遣費39万7,000円の減額及び各種大会派遣など事業確定による減額でございます。

続きまして、4細目生涯スポーツ推進事業では87万円の減額であります。19-2補助金で、ジュニアスポーツクラブ等の育成費と派遣費の減額が主なもので、これは平成30年度

2つのジュニアスポーツクラブがなくなり、22クラブから20クラブになったためであります。

説明は以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 岩田教育文化課長

○岩田 正教育文化課長 続きまして、106ページ下段をごらんください。

2目2細目学校給食管理費では1,316万9,000円の減額でございます。

主なものとしましては、107ページ最上段の7節の1臨時雇賃金262万7,000円の増額。それは、その下の7節2嘱託職員賃金で、嘱託職員2名がやめられたため437万3,000円を減額したことにより臨時職員2名を雇ったことや就業時間をふやしたことによるものであります。

次に、その下、11節の1消耗品費107万6,000円及びその下の11節2燃料費218万9,000円の減額は、いずれも実績によるものであります。

次に、下段の19節の2学校給食費助成金559万4,000円の減額は、助成金の確定によるものであります。

説明は以上であります。

○議長（宮下為幸議員） 宮崎農林課長

○宮崎理市農林課長 108ページをお願いいたします。

11款災害復旧費。

1項1目農業用施設災害復旧費で1,101万3,000円の減額です。主なものは工事請負費で1,004万4,000円の減額となります。災害復旧ということで概算で予算計上させていただきましたが、事業費の確定により減額となったものであります。

2目林道災害復旧費2,319万7,000円の減額です。15節工事請負費で2,214万円の減額になります。農業施設災害と同様に、事業費の確定により減額となったものです。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりまし

た。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算）について説明を求めます。

議案書は、109ページから118ページとなります。

道善保健環境課長

○道善まり子保健環境課長 109ページをお願いいたします。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてです。

平成30年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月29日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

111ページをお願いいたします。

平成30年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ363万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,424万2,000円とするものでございます。

116ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料で16万円の減額、次の2目普通徴収保険料で60万7,000円の減額につきましては、徴収実績に基づき減額したものであります。

続いて、3款1項1目事務費繰入金で151万1,000円の減額、次の2目保険基盤安定繰入金で112万4,000円の減額につきましては、事業費の確定による減額でございます。

続いて、下段になります。

5款2項1目保険料還付金24万円の減額は、過年度分の保険料還付額の確定に伴う減額でございます。

117ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費で4万7,000円の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。

次の2項1目徴収費で5万6,000円の減額につきましても、事業費の確定によるものでございます。

続いて、下段になります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございますが、19節負担金の保険料負担金75万8,000円、保険基盤安定負担金112万4,000円、共通経費負担金141万4,000円におきましては、それぞれ事業の確定による減額でございます。

続いて、118ページをお願いいたします。

3款1項1目保険料還付金24万円の減額でございますが、過年度分の保険料還付額の確定に伴う減額でございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中能登町介護保険特別会計補正予算）について説明を求めます。

議案書は、119ページから135ページとなります。

横井長寿介護課長

○横井正之長寿介護課長 それでは、119ページをらんください。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。

平成30年度中能登町介護保険特別会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成31年3月29日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

121ページをらんください。

今回の専決では、歳入歳出予算の総額から

歳入歳出それぞれ3,322万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,471万3,000円とするものでございます。

続いて、126ページをらんください。

歳入でございます。

まず、第1款1項1目第1号被保険者保険料171万円の増額でございます。これは、介護保険料の徴収実績に基づきまして特別徴収、普通徴収、滞納繰越分をそれぞれ増額したものでございます。

続いて、2款2項1目調整交付金837万8,000円の増額から、次のページ、127ページの上段、6款1項5目その他一般会計繰入金272万8,000円の減額までは、介護給付費の実績及び事業の完了に伴い、国及び県の負担金に応じて増額及び減額を行ったものでございます。

続いて、6款2項1目介護給付費準備基金繰入金3,867万7,000円の減額でございます。これは、国、県の過年度精算に伴い基金からの繰り入れを計上していましたが、最終的に保険料等で賄えるため繰り入れる必要がなくなり、減額するものでございます。

続いて、128ページをらんください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費5万6,000円の増額でございます。主なものとして、19節負担金、電算システム34万8,000円の増額は、介護認定に係るシステムのバージョンアップの改修費として増額の必要が生じたものでございます。

続いて、1款2項1目認定審査会費1万6,000円の減額は、事業完了に伴う精算措置でございます。

続いて、1款2項2目認定調査等費25万9,000円の減額でございます。主なものは、12節手数料24万6,000円の減額で、これは介護認定に必要な主治医意見書の作成手数料で、当初予算では月平均約120件と見込んでいましたが実績では107件となったため減額

するものでございます。

続いて、129ページをごらんください。

2款1項1目介護サービス及び支援サービス等諸費3,476万円の減額でございます。これは、介護保険給付費の各サービスの実績に基づきまして、それぞれ負担金の減額を行ったものでございます。ちなみに平成30年度の各サービスの合計額は20億4,624万円でございます。

続いて、2款2項1目審査支払手数料15万3,000円の減額は、事業完了に伴う精算措置でございます。

続いて、3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費360万8,000円の減額でございます。これは、介護予防として行いました短期集中予防事業、あしこし元気アップ教室、スーパー元気アップ塾の事業完了に伴う精算措置と、平成29年度から要支援1、2及び事業対象者と認定を受けた方がヘルパーやデイサービスを利用した費用などを実績に基づきまして、それぞれ負担金の減額を行ったものでございます。

続いて、130ページをごらんください。

3款1項2目2細目一般介護予防事業費59万6,000円の増額につきましては、事業対象経費となります人件費の割合を当初7割から8割に変更したことが主なものでございます。そのほかにつきましては、介護予防事業として行いました百歳体操、地域つながりサロン、あたま元気アップ教室などの事業完了に伴う精算措置でございます。

続いて、131ページをごらんください。

中段下でございます。3款1項3目その他諸費、審査支払手数料10万2,000円の減額は事業完了に伴う精算措置でございます。

続いて、132ページをごらんください。

3款2項1目2細目包括的支援事業費（センター運営分）11万円の増額は、事業対象経費となります人件費の割合を6割と見込んでいましたが8割に変更したことが主なもので

ございます。そのほかにつきましては、高齢者支援センターの運営などの事業完了に伴う精算措置でございます。

続いて、その下、3細目包括的支援事業費（社会保障充実分）84万2,000円の減額は、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの体制整備などの事業完了に伴う精算措置でございます。

続いて、134ページをごらんください。

中ほどになります。3款2項2目2細目任意事業費78万5,000円の減額は、事業完了に伴う精算措置でございます。

主なものは、13節委託料、「食」の自立支援事業につきましては、当初予算で月平均170食を見込んでいましたが実績は193食となったため、その差額分20万7,000円を増額。その下、高齢者みまもりコール事業につきましては、当初予算で40人分を見込んでいましたが実績は30人分となり、差し引き分44万5,000円を減額。

20節扶助費、介護用品券支給事業は、当初予算で月平均75件の利用を見込んでいましたが実績は76件の利用となり、約1人分の5万4,000円の増額。同じく扶助費、成年後見制度利用支援事業では、成年後見制度を利用するに当たり、町からの申し立て費用及びその報酬を当初予算で44万としていましたが実績では約13万円の執行となったため30万6,000円の減額となりました。

続いて、135ページをごらんください。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金905万2,000円の増額でございます。これは歳入から歳出を差し引いた差額を基金に積み立てるものでございますが、毎年、介護給付費については、国、県からの負担金などを概算で交付され、事業の実績報告後にその過不足分の精算が行われますが、返還をしなければならない場合などに取り崩すことがございます。

最後に、5款1項1目第1号被保険者保険

料還付金6,000円の減額でございます。これは、介護保険料の還付について不用額を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 次に、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算）について説明を求めます。

議案書は、137ページから154ページとなります。

道善保健環境課長

○道善まり子保健環境課長 137ページをお願いいたします。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについてです。

平成30年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月29日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらるものでございます。

139ページをお願いいたします。

平成30年度中能登町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,759万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,280万5,000円とするものでございます。

145ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款国民健康保険税につきましては、徴収実績の見込みにより、1目の一般被保険者分として322万2,000円の減額、2目の退職被保険者分として257万9,000円の減額を行うものでございます。

続いて、146ページをお願いいたします。

5款県支出金、1項1目1節普通交付金3,809万7,000円の減額につきましては、歳出の保険給付費の額の確定に伴い交付金を減額

するものでございます。

次の2節特別交付金につきましては、保険者の取り組み、経営努力に応じて配分される交付金でありまして、292万円を増額するものでございます。

続いて、7款1項1目一般会計繰入金220万2,000円の減額につきましては、事業の確定により出産育児一時金で141万1,000円、総務費相当分で79万1,000円の減額となっております。

次の2項1目基金繰入金につきましては、歳出の不足財源への充当に基金を取り崩すもので、事業の確定に伴い基金繰入金1,745万5,000円を減額するものでございます。

続いて、147ページをお願いいたします。

上段の9款1項1目延滞金につきましては、徴収実績により194万7,000円を増額するものでございます。

次の3項1目第三者納付金につきましては、交通事故による保険給付分が保険会社より納付されたもので184万3,000円を増額するものでございます。

次の4目雑入で923万6,000円の増額につきましては、過年度分の追加交付金分でございます。

148ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款1項1目一般管理費29万6,000円の減額より、149ページ中ほどになります3項1目運営協議会費2万5,000円の減額までにつきましては、事業の完了によりそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、2款1項1目一般被保険者療養給付費2,211万1,000円の減額より、150ページの中ほどになります2款2項3目一般被保険者高額介護合算療養費6万8,000円の減額までにつきましては、保険給付費の実績によりそれぞれ減額するものでございます。

続いて、151ページをお願いいたします。

中ほどになります2款4項1目出産育児一

時金につきましては、当初10人を見込んでおりましたが実績では5人になり211万6,000円を減額するものでございます。

続いて、2款5項1目葬祭費につきましては、当初35人を見込んでおりましたが実績では29人であったことにより30万円を減額するものでございます。

続きまして、153ページをお願いいたします。

6款1項1目特定健康診査等事業費で233万6,000円の減額につきましては、事業完了に伴うものであります。主なものとしまして、13節委託料の国保特定健診の219万9,000円の減額で、各種健診の精算措置になります。その中でも特定健診の受診見込み者を1,995人としておりましたが実績では1,652人であったことにより153万2,000円の減額を行っております。受診率は50.2%の見込みであります。

続いて、6款2項1目保健事業費で248万9,000円の減額につきましては、事業完了に伴うものであります。

主なものとしまして、13節委託料の人間ドック検査179万4,000円の減額であります。当初175人の受診を見込んでおりましたが実績では164人となったことにより減額するものでございます。

次の20節扶助費の人間ドック検査費用助成29万9,000円の減額であります。これは指定医療機関以外での受診について助成するものです。当初10人の受診を見込んでおりましたが8人の受診がありました。

続いて、154ページをお願いいたします。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては、一般被保険者及び退職被保険者それぞれにおきましては事業実績により減額をするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 次に、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平

成30年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算）について説明を求めます。

議案書は、155ページから166ページとなります。

山本情報推進課長

○山本 貴情報推進課長 それでは、155ページをお願いいたします。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

平成30年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成31年3月29日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

157ページをお願いいたします。

平成30年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ498万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,023万4,000円とするものでございます。

162ページをお願いいたします。

歳入でございます。

それぞれ実績に基づく補正でございますが、主なものは、下段、第4款第1項他会計繰入金の一般会計繰入金で、事業費の確定に伴い一般会計から繰入金447万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、164ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段の2細目管理費で435万7,000円を減額するもので、全て事業完了に伴う精算措置によるものでございます。

主なものは、次のページ、165ページをお願いいたします。

一番上の13節委託料で、番組制作委託や金沢ケーブル株式会社への放送サービス委託、また故障に伴う機器診断委託について、それ

ぞれ実績に基づき不用額を減額するものであります。

次に、166ページをお願いいたします。

第2款第1項1細目の施設整備事業費では11万4,000円を減額するものでございます。主なものは、15節工事請負費で、新規加入等による光ケーブル敷設工事費の確定に伴う減額であります。参考に、平成30年度末のケーブルテレビの加入率は47.17%で、前年度末との比較で0.66%の増加となっております。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。

次に、報告第1号について説明を求めます。

この報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告事項であり、承認議決を要するものではないことを申し添えておきます。

それでは、報告第1号 平成30年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明を求めます。

議案書は、167ページから168ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、167ページをお開きください。

報告第1号 平成30年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度中能登町一般会計歳出予算の繰り越しについて次のとおり報告をするものです。

168ページをお開きください。

平成30年度から令和元年度への繰越対象事業は、第6款農林水産業費から第11款災害復旧費までの10事業にわたるもので、翌年度繰越額の合計で2億6,068万5,000円です。

このうち最も大きな額は、上から4段目の事業で、農林水産業費の農業費で団体営土地改良事業費6,900万円です。この事業は、農

地耕作条件改善事業で久江地内5号排水路の改修工事で、工所用資材の運搬路の選択に当たり地元との調整に不測の日数を要したため繰り越しをするものです。

次に事業費の大きいものとして、下から2段目の災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で、林道災害復旧事業で翌年度繰越額として4,979万2,000円です。この事業は、昨年8月31日から9月1日にかけての秋雨前線豪雨などによる林道災害復旧事業で、資材の調達が工期内に間に合わないことなどにより繰り越すものとなっております。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。質疑を行います。報告第1号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

次に、議案第1号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、その3、169ページから171ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、提出議案書その3の169ページをお開きください。

議案第1号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

次に、議案書は171ページです。また、提出議案説明資料は37ページをお開きください。提出議案説明書にて説明をさせていただきます。

まず改正理由としては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴いまして報酬の見直しを行うもので、改正の概

要として、選挙長などの非常勤特別職の報酬を100円ずつ増額したいもので、施行期日は公布の日とするものです。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。質疑を行います。議案第1号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

次に、議案第2号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、173ページから175ページとなります。

宮崎農林課長

○宮崎理市農林課長 議案書173ページです。

議案第2号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例についてです。

提出議案説明資料につきましては41ページをお願いいたします。提出議案説明資料で説明させていただきます。

改正理由については、森林法の改正により、林地の情報が記載された林地台帳制度が平成31年4月1日から運用され、林地台帳の写しの交付に手数料を徴収するため、条例の改正を行うものです。

改正の概要としまして、林地台帳の写しの請求があった際に、1筆につき600円の手料を徴収するものです。

施行期日は公布の日からです。

43ページには新旧対照表が載せてあります。

説明は以上であります。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。質疑を行います。議案第2号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

す。

次に、議案第3号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、177ページから179ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、177ページをお開きください。

議案第3号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

議案書は179ページ、説明資料は45ページをお開きください。説明資料にて説明をさせていただきます。

まず改正理由といたしましては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づきまして、中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例を定め、災害救助法が適用となる大規模災害時に家財や住居が被災した世帯に災害援護資金の貸し付けを行うこととしております。このたび災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令が改正され、災害援護資金の貸し付けに関する規定が改正されたことから、町条例の規定も整備をするものです。

次に、改正概要といたしましては2点あります。1点目は、保証人条項の整備として、保証人について条例で定めることになったものです。2点目として、償還方法の追加につきまして、年賦償還、半年賦償還に加え、月賦償還が追加になったものです。

なお、施行期日は公布の日とし、平成31年4月1日から遡及適用したいものです。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。質疑を行います。議案第3号について質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

す。

次に、議案第4号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、181ページから183ページとなります。

横井長寿介護課長

○横井正之長寿介護課長 それでは、議案書181ページをごらんください。

議案第4号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書は183ページ、提出議案説明資料は49ページでございますが、資料に基づいて説明をいたします。

まず改正の理由でございますが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、中能登町介護保険条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

改正の概要でございますが、現在も一部実施しております低所得者の介護保険料の軽減について、ことし10月からの消費税の引き上げに伴い、さらに介護保険料の軽減を図るものでございます。

下の表をごらんください。具体的には、所得段階の第1段階の方の介護保険料は現在3万4,560円でございますが、これを2万8,800円とし、第2段階の方は年額5万7,600円を4万8,000円とし、第3段階の方は年額5万7,600円を5万5,680円とするものでございます。この軽減に要する費用は全額公費負担であり、その負担割合は国が4分の2、県が4分の1、町が4分の1でございます。

この条例は公布の日から施行し、改正後の条文の規定及び経過措置については平成31年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。質疑を行います。議案第4号について質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

次に、議案第5号 中能登町公共用施設維持補修基金条例を廃止する条例について説明を求めます。

議案書は、185ページから187ページとなります。

上坂企画課長

○上坂恵一企画課長 議案書は185ページ、議案第5号 中能登町公共用施設維持補修基金条例を廃止する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

議案書は187ページになります。

中能登町公共用施設維持補修基金条例は、廃止するものでございます。

この条例は、電源立地地域対策交付金により造成しました鳥屋学園プールの維持管理費用に充てるため、平成12年に鳥屋町公共用施設維持補修基金条例が制定され、合併により中能登町公共用施設維持補修基金条例となったものでございます。

この条例におけます基金残高が平成30年末でゼロ円となったために、この条例を廃止するものでございます。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。質疑を行います。議案第5号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ここで、2時40分まで休憩いたします。

午後2時26分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第6号 令和元年度中能登町一般会計補正予算について説明を求めます。

まずは歳入全般について説明を求めること

とします。

議案書は、189ページから196ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、189ページをお開きください。

議案第6号 令和元年度中能登町一般会計補正予算につきまして、令和元年度中能登町の一般会計補正予算は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,299万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億9,599万9,000円とするものです。

第2条の地方債の補正では、地方債の変更は、第2表の地方債補正によるものです。

192ページをお開きください。

第2表地方債の補正となります。

起債の目的は農業農村整備事業で、限度額を3,300万円増額し6,030万円とするものです。

次に、195ページをお開きください。

歳入の補正になります。

まず、13款の国庫支出金及び14款の県支出金につきましては、補助対象事業費の割り当てや増額に伴い予算を計上したもので、特に国庫支出金の5目の総務費国庫補助金では、プレミアム付商品券事業費補助金として1,950万円を計上しました。

次に、17款繰入金では、財源調整のため基金繰入金の財政調整基金繰入金2,092万1,000円を減額したものです。

次に、19款の諸収入の雑入として、企画課雑入で、公共スポーツ施設等活性化助成90万円を新たに計上しました。

最後に、20款町債では、農林水産業債の農業農村整備事業債3,300万円を計上したものです。

歳入の説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 続いて、同じく議

案第6号 令和元年度中能登町一般会計補正予算の歳出について説明を求めます。

議案書は、197ページから199ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、197ページをお開きください。

歳出の部で、最初に、第2款総務費の6目企画費の1細目給与費であります。4月1日付の人事異動に伴い、当面必要とする各種手当について各款にわたり補正をさせていただいております。

以降の給与費の補正につきましての説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 上坂企画課長

○上坂恵一企画課長 同じく議案書197ページの9細目プレミアム付商品券事業1,950万円の増額補正であります。財源は全額国支出金で、13節委託料として1,950万円の増額です。

これは、消費税、地方消費税率が10%へ引き上げられることにより低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費喚起、下支えをするためのプレミアム付商品券のプレミアム分1人当たり5,000円の3,900人分を増額するものであります。

次に、7目地域づくり推進費の5細目地方創生推進交付金事業900万円の増額です。

これは、中能登町心のバリアフリー推進ご当地スポーツ普及促進事業として100万円を8-1報償品から12-2広告料までと18の備品購入費に計上いたしました。これは、障害攻略課プロジェクト推進事業の一環である中能登町の繊維スポーツを広く普及、紹介する事業です。財源は9割、一般財団法人地域活性化センターの助成金です。

また、13節委託料で、繊維産業の未来を担

う地域商社プラットフォーム化800万円は、繊維サロン「テクシる」をステップアップし、中能登町、中能登町商工会、繊維振興協会、そして繊維産業の未来を考える事業者の集まりである「テクシる」が連携し、能登テキスタイル・ラボを中心としたプラットフォーム化を図る事業であります。事業の内容といたしましては、能登上布などの産地ブランド化に向けた計画策定や商品開発、デザインセンターのデザインサンプル資源の有効活用及び販路開拓などが主なもので、財源は国交付金の2分の1の事業になります。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 道善保健環境課長

○道善まり子保健環境課長 議案書198ページをお願いいたします。

上段になります。4款1項8目保健センター費で246万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、今年度4月より子育て世代包括支援センターを設置するに当たり、コーディネーター1名の配置が必要となりました。従来行っております母子保健、成人保健の業務を行う保健師1名分を嘱託職員賃金として計上させていただきました。

説明は以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 宮崎農林課長

○宮崎理市農林課長 198ページ、一番下段をごらんください。

6款1項8目2細目社会資本整備円滑化地籍整備事業です。13節委託料で図根多角測量790万円の増額をお願いするものです。地籍調査に使用する基準となる点の設置を行うものです。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 岩田教育文化課長

○岩田 正教育文化課長 続きまして、議案書199ページをごらんください。

上段の10款2項1目2細目小学校管理費では31万5,000円の増額をお願いするものであります。これは19節の2補助金で、鳥屋小学

校及び鹿島小学校が3分の1の国庫補助を受けまして実施いたします理科教育設備整備事業として、それぞれ15万7,500円を計上するものであります。

続きまして、中段の3項1目1細目中学校管理費では25万円の増額をお願いするものであります。こちらも19節の2補助金で、いしかわ道徳教育推進事業として中能登中学校が県の研究指定校に指定されたことによりまして、県費100%の補助事業を受けまして実施する事業でございます。

続きまして、下段、4項5目3細目文化財管理運営費では209万6,000円の増額をお願いするものであります。こちらは15節工事請負費として、雨の宮古墳群の1号墳及び2号墳ののり面にイノシシ被害が発生したことにより、その対策としてイノシシよけの金網柵の設置工事費を計上するものであります。

説明は以上であります。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。

次に、議案第7号 小字の名称の変更について説明を求めます。

議案書は、201ページから204ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、201ページをお開きください。

議案第7号 小字の名称の変更について、地方自治法第260条第1項の規定により、別紙のとおり小字の名称を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、203ページから204ページにかけて、小字の名称の変更調書を添付させていただきましたが、県営ほ場整備事業（面的集積型）芹川地区の土地改良事業施行による区画形状の変更に伴い、小字の名称を変更するものです。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。

た。質疑を行います。議案第7号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

以上で議案の説明及び質疑は終了します。

ここで、委員会付託表を配付しますので、暫時休憩します。

午後2時53分 休憩

午後2時54分 再開

○議長（宮下為幸議員） 再開します。

◎常任委員会付託

○議長（宮下為幸議員） 日程第3 常任委員会付託

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第1号から承認第7号及び議案第1号から議案第7号並びに請願第1号及び継続審査請願第2号につきましては、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付しました委員会付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会付託表のとおり各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎休会決定の件

○議長（宮下為幸議員） 日程第4 休会決定の件を議題とします。

お諮りします。

各常任委員会審査等のため、あす、6月6日から16日までの11日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めま

す。

よって、6月6日から16日までの11日間を休会とすることに決定しました。

◎散 会

○議長（宮下為幸議員） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後2時56分 散会

令和元年6月17日（月曜日）

○出席議員（11名）

1番	古玉	いづみ	議員	8番	諏訪	良一	議員
2番	尾田	良一	議員	9番	宮下	為幸	議員
3番	土本	稔	議員	10番	甲部	昭夫	議員
4番	林	真弥	議員	11番	坂井	幸雄	議員
6番	笹川	広美	議員	12番	作間	七郎	議員
7番	南	昭榮	議員				

○説明のため出席した者

町	長	杉本	栄蔵	農林課長	宮崎	理市
副町	長	廣瀬	康雄	上下水道課長	田中	智
教育	長	袋井	貞司	会計課長	船木	秀浩
参事兼総務課長		高名	雅弘	長寿介護課長	横井	正之
参事兼土木建設課長		北野	均	保健環境課長	道善	まり子
参事兼住民福祉課長		平岡	重信	教育文化課長	岩田	正
企画	課長	上坂	恵一	生涯学習課長	甘田	悟司
情報推進	課長	山本	貴	総務課担当課長	梅澤	博
税務	課長	町田	穂高	教育文化課担当課長	植田	一成

○職務のため出席した事務局職員

議会議務局長 古川利宣 書記 神保悦子
議会議務局長補佐 土屋金蔵

○議事日程（第2号）

令和元年6月17日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（宮下為幸議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（宮下為幸議員） 日程第1 これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問について、各議員の持ち時間は1時間ありますので、守っていただくようお願いいたします。執行部におかれましては的確な答弁を求めておきます。

それでは、発言順に質問を許します。

4番 林 真弥議員

〔4番（林 真弥議員）登壇〕

○4番（林 真弥議員） おはようございます。それでは一般質問を始めますが、質問の前に一言だけ申し上げたいと思います。

平成の時代が終わりまして、令和となり初めての定例会議の一般質問の1番バッターということで大変光栄に思っております。新たな時代の幕あけにふさわしいように力強く質問を進めてまいりたいと思っておりますが、執行部の皆様からは、より力強いご答弁を期待したいと思います。その期待に反することがないように、よろしくお願いいたします。

では、1点目の質問に入ります。

1点目の質問であります。さきの3月定例会議において土本議員の一般質問の答弁の中で、町長は、合併後、高い住民サービスを追求してきたことで町の財政が赤字体質になっている、そう説明されました。それを受けて、夏ごろまでに従来の事業や住民サービスを見直す町財政計画を策定し、それを来年

度、令和2年度の予算編成に反映したいと、そう述べられております。

従来の事業や住民サービスを見直すと言言をされましたが、その場合、町民の皆さんの日々の生活や各方面での活動に影響が出てくとも考えられるでしょう。町民にとって無関心にやり過ごすことができる問題では決してありません。それらを鑑み、夏ごろまでに策定したいと言われた財政計画策定について、2点でお尋ねをします。

1点目ですが、この財政計画策定の意義とその具体的かつ詳細な説明を求めたいと思います。

2点目ですが、平成27年度に策定された平成28年度から5年間の中能登町の第3次中能登町行政改革大綱の存在意義とその検証というふうに言わせていただきますが、これだけではわかりにくいと思うので簡単に説明します。

中能登町では、平成27年度に28年度から32年度、もう今では平成ではありませんけれども、この5年間の行財政改革の大綱。その中には当然、財政の計画も入っております。予算であったり歳出の指針であったりというのが入っております。今、財政計画を新たに立てられた場合に、その大綱というのはどうなるのか。大綱の存在意義というのはどうなるのでしょうか。

もう1点、新たに財政計画を立てられるとおっしゃっておりますが、28年度から30年度までの3年間の大綱、それから予算決算、どのように検証されたのでしょうか。検証された上での新たな財政計画策定なのでしょうか。そのあたりをお聞かせください。

以上2点です。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。

林議員の財政計画策定についてのご質問にお答えをいたします。

まず、計画策定の意義と具体的かつ詳細な説明のご質問にお答えをいたします。

中能登町の財政状況につきましては、平成29年度決算、また平成30年度決算見込みにおいて財政調整基金からの繰り入れを行う状況、言いかえますと町の貯金が2年連続で減少する状況となっております。

このような状況を踏まえまして、住んでよかったと住民の皆様方に思っただけのまちづくりを推し進めていくためにも、これまでの事業や行政サービスのあり方について見直しを行い、取りまとめて、財政的な側面から町の中長期的な事業のあり方を定めるものが中能登町財政計画であります。

計画策定の詳細につきましては、この後、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いたします。

次に、第3次中能登町行政改革大綱の存在意義とその検証のご質問にお答えをいたします。

第3次中能登町行政改革大綱は、平成28年3月に策定しており、社会情勢の変化や地方分権の推進に対応した行政運営を目指し、町民サービスの一層の向上を図るため、簡素で効果的、効率的な体制整備を推進することにより質の高い町政の実現に取り組むものであります。

大綱の検証につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（宮下為幸議員） 高名参事兼総務課長

〔高名雅弘参事兼総務課長登壇〕

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、林議員のご質問にお答えをいたします。

まず財政計画策定につきまして、現状と今後のスケジュールにつきまして説明をいたします。

現在は財政計画の素案を作成中で、本年の夏ごろを目指して議会の皆様にお示しをし、

住民の皆様方へ素案の公表をしたいと考えております。このことから、今後、皆様方からのご意見をいただきながら策定に取り組み、次の令和2年度の予算編成時には本計画内容を考慮しながら編成をしてみたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

次に、第3次中能登町行政改革大綱の検証につきまして、まず具体的な取り組みとして、大綱にあわせて策定をいたしました実施計画に定めているところであります各事業の検証、見直しにつきましては、行政制度改革による規制緩和や住民のニーズ変動などを受けて、事業実施の際に随時行っているところであります。

計画の最終年度である令和2年度には、取り組み実績を踏まえまして計画の評価、検証を行い、見直しを行ったものを次期計画の策定に生かしていきたいと考えております。

また、先ほど説明をいたしました中能登町財政計画は、中能登町総合計画を初め、今の中能登町行政改革大綱、中能登町人口ビジョン、中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略とも緊密に関連するところであり、今後も多角的な視点を持ってそれぞれの事業に取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 林議員

○4番（林 真弥議員） 再質問をさせていただきます。

今ほど参事兼総務課長のほうからいろいろ答弁をいただきました。再質問を2点ほどさせていただきます。

今回策定される財政計画ですけれども、28年度につくられた第3次中能登町行政改革大綱、これは財政のことだけではありませんけれども、総合的な計画だと思っておりますが、当然、財政のいろんなことも書かれております。

私、一つ疑問に思うのは、この財政計画を夏ごろまでに立てられる。じゃ、令和2年度までの大綱、同じようなのが2つできてくるように私は思うんですね。かぶるといいますかダブるといいますか。どっちを優先させるのでしょうか。当然、後からつくったほうが優先、上位に来ると思うんですけども、同じようなといいますが、よく似た計画が2つあるというのはどうなのでしょう。まず、どちらが優先されるのかというのを1点聞きたいと思います。

もう1点ですけれども、3月定例会議の予算決算常任委員会で、平成31年度、令和元年の予算編成を行うに当たり、過去の予算と第3次中能登町行政改革大綱との比較、検証、精査などを行った上での編成かとの私の質問に対し、当時の参事兼総務課長は、それはしていないと答弁をされております。あれから3カ月ほどたっておりますが、長いゴールデンウィークもありましたので実質2カ月ちょっとぐらいだと思うんですけども、それだけの期間で中身のある比較とか検証、精査というのはできるのでしょうか。夏までとおっしゃったので、6月も7月も8月も夏です。8月いっぱいとおっしゃるのであれば、それもありかとは思いますが、そんなに長い時間がない中で比較、検証、精査、それはできるのでしょうか。

この2点をお聞きします。

○議長（宮下為幸議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、林議員の再質問にお答えをいたします。

今回策定する財政計画は、第3次中能登町行政改革大綱より上位計画との認識かの再質問についてお答えをいたしますが、財政計画が行革大綱より上位か否かではなく、現在実施しております行革大綱の実施計画と関連しながら、財政に特化した計画として今回新たに策定を予定しているものになりますので、

ご理解をお願いいたします。

もう1点ですが、次に、予算編成時に第3次行革大綱との比較、検証、精査を行っているかどうかということですが、過去の予算、決算、決算見込みも含めまして検証、精査を行ってはおりますが、第3次行革大綱は平成28年度に作成されたものであり、策定時点での財政状況資料でありますので、それと今年度の予算編成作業での比較などは行っておりません。

また、民間の方を交えた検証というのも行っておりません。最新の財政状況資料を用いるということとなっておりますので、よろしくご理解のほうをお願いいたします。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 林議員

○4番（林 真弥議員） 再々質問であります。

旧3町が合併して、もう15年たちました。合併時のうたい文句であったと思うんですけども、高サービス低負担。サービスは高く負担は低く。うたい文句であったと思います。

その維持、継続は今後困難になるとの認識はいつからあったのでしょうか。これをまず1点お聞きしたいなと思います。

合併時、15年前ですけれども、その当時もう既に少子・高齢化による労働力の減少であるとか、それに伴う今後の税収の減少という風は吹いており、合併後かなり早い段階でその認識はあったと私は思っておりますが、これは私の肌感覚なんですけれども、尻に火がつき始めてやっとう重い腰を上げたとの印象も受けますし、予算編成においては、先ほど参事のほうから精査はされている、検証はされているというご答弁もありましたけれども、まだまだ井勘定に近いのではないかという印象も受けます。

私がよく使うフレーズなんですけれども、今を生きる人間は未来において責任を持たな

ければならない。そして、次代を担う若い世代に負の遺産を残してはならない。このフレームと今回の財政計画策定を町長はリンクすべきと思われますか。または、リンクすべき必要はないと思われますか。

この再々質問の答弁をもって、この質問は終わりたいと思います。

○議長（宮下為幸議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 林議員の再々質問にお答えをいたします。

サービスは高く、負担は低くとは、合併時におきまして事務事業の一元化を図るため選択した手法の一つであります。

なお、合併当初より地方交付税の合併算定がえ措置により地方交付税が縮小する状況は当然ながら認識をしております。このことから現在まで職員数の削減などの行政改革を進めてきております。しかし、その一方で必要な事業には必要な予算措置を行い、事業を進めてきています。

現在、町の貯金と言われる財政調整基金の残高が平成28年度に約67億円のピークでありましたが、今後、地方債の償還についても合併特例債分の償還分のピークを迎えますので、貯金を取り崩す財政運営にならざるを得ません。

今後、貯金の推移を見ながら各種の事業について慎重に判断をさせてもらいたいと考えております。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今回策定を予定している財政計画につきましては、今後、より安定した持続可能な財政運営を図り、将来のまちづくりのために取り組むものであります。

林議員の言われるとおり、後世に負担を残さないための財政計画策定でありますので、各種事務事業の取り組みや事業の見直しについてご理解をお願いしたいと思います。

合併当時は、3つが1つになって、道路であったり、またそれぞれの河川であったり、水道であったり、下水道であったり、それらを一つにするために大きな仕事をしてまいりました。合併特例債と補助金と組み合わせながら、いろんな仕事をしてきたと思います。

その特例債も最初は10年間という期限がついておりまして、その10年間でどれを優先すべきか。旧鳥屋と鹿島の縦の線、旧鹿西と鹿島の縦の線、それから農道等の拡幅、仕事をしてまいりまして、10年間でほとんど特例債を使い切りました。それが大震災があって、15年でもいいよと変わったんですけども。

それと同時に、庁舎を一日も早く空き施設にしたいということで、学校の統合も進めまして、そして鹿西中学校が一つの耐震もして一番新しい空き施設ということで、執行部では統合の庁舎は鹿西ということでお示しをし、また民間の方々からもそんな答申をいただいて、議会でもむとということで、まだ現在決着していない、そんな状況であります。

きのうの新聞に、たまたま中能登町の子育てに優しいというような新聞記事が取材をされて出ておりました。まさに初めて生まれた子供が10万であったり20万であったり、また医療費が18歳まで無料であったり、保育料や給食費の2人目からの無料化であったり、他の町から見れば大変進んでいたと思います。

それに倣ってといたしますか、そういうところに一緒にレベルでしている市町も出てきておりますけれども、これからも今までしておいたハード部門、道路であったり、あるいは河川であったり、いろんな面については中能登町は大分、他の町から見れば行き着いておると思います。そういうものは3年間で今まで仕上げたものは5年かかるかもわかりませんが、今している住民の皆さんが喜んでいただいている子育てであったり福祉であったり、ソフト部門については今まで以上にしっかりとしていかなければなら

い。そんな思いで予算編成においても各課長に指示もしているところでございます。

今のサービスが落ちるということはまずあり得ない。そんな思いであります。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 林議員

○4番（林 真弥議員） 答弁は要りませんので、最後に一言だけ言わせていただきます。

常日ごろからというところオーバーかもしれないんですけども、よく若いお父さん、お母さん方から、中能登町の子育て支援策、医療費の18歳までの無料、給食費助成、それから出産祝い金、いろいろあります。移住、定住に関してのいろいろ手厚い支援策があります。すごくありがたいと。町外からも移住というのがいいんでしょうか、移り住まれる方もよくおいでます。

でも、本当に次の世代までできますかということをちょくちょく言われる方がおいでます。先ほども最初のほうに言いましたけれども、これから日本全体の人口も減っていく。労働力も減っていく。交付金が減っていく中で、果たしてどこまでできるのでしょうかという、そういう疑問が町民の皆さんは持っていらっしゃると思うんです。もちろん継続していかなければいいんですけども、入ってくるものが少なくなってくるのに。ということは、ほかの面で削っていかなければいけない。子育て支援策を維持していくためには、当然こっちを維持するためにはこっちを減らしていかなければいけないんですよ。

それは難しい選択でありますけれども、ぜひ皆さんで汗をかいて知恵を絞って、町民の皆さんに喜んでいただける、そういう財政計画であってほしいなど。そのように申し上げて、この質問は終わりたいと思います。

2点目の質問に入ります。

2点目ですけれども、特別支援学級についてお尋ねします。

現在、中能登町の3つの小学校と1つの中学校では合わせて13クラスの特別支援学級の設置があると私は聞いております。その内訳としましては、鹿西小学校が2クラス、鳥屋小学校が4クラス、鹿島小学校3クラス、中能登中学校4クラスとなっており、近年この特別支援学級で学ぶ子供たちの数が少しずつふえる傾向にあるというのも報道等から耳にしております。

これについては、町当局、教育委員会、町の職員の皆さん、そして学校の先生方、それと学校支援員の皆さんの日ごろからのご尽力に敬意を申し上げますが、ただ、私が1点だけ申し上げたいことは、特別支援学級の子供たちと普通学級の子供たちとの間に学ぶ機会に違いがあってはならない。それは決してあってはならないと思っております。

そんな思いが根底にあるということをお聞きさせていただいた上で、中能登町の特別支援学級について2点で伺います。

1点目でありますけれども、クラス編成時における配慮すべき点ということで、児童生徒、保護者の立場から配慮すべき点、それから学校の先生方、教職員の皆さんの立場から配慮すべき点、この2点をまずお聞きしたいと思えます。

もう一つですけれども、現在、特別支援学級で抱える問題点や今後の課題、それから将来の方向性といえますか、将来的な特別支援学級のあるべき姿というのでしょうか。

この2点で伺います。

○議長（宮下為幸議員） 袋井教育長

〔袋井貞司教育長登壇〕

○袋井貞司教育長 林議員の特別支援学級についてのご質問にお答えします。

まずクラス編成時における配慮すべき点についてはですが、現在、中能登町立小中学校には、知的障害学級、自閉・情緒障害学級、肢体不自由学級、病弱学級、難聴学級があります。

特別支援学級の児童または生徒のクラス定数は8人と法律で定められています。特別支援教育は、子供一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導や必要な支援を行うことを理念としています。児童生徒、保護者の意向を尊重しながら、本人の教育を第一に考えています。

また、教職員の立場からとしては、特性に応じた配慮をしながら指導内容を工夫していくことが求められています。県の専門相談員にも助言を仰ぎながら日々取り組んでいる現状であります。

次に、問題点や今後の課題につきましては、特別支援教育の充実を図っていくことだと考えています。現在の特別支援学級の定数は8人となっていますが、4人への定数改善を石川縣市町教育委員会連合会の意見として県教育委員会に要望しています。

また、将来の方向性につきましては、特別支援学級をしっかりと任せられる教員の配置要望や育成に力を注ぎ、特別支援教育がさらに充実するよう取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 林議員

○4番（林 真弥議員） 教育長、私、この質問で再質問を考えておったんです。再質問の答弁を今ほど教育長、全部されたので、再質問はしません。

私がこの質問で言いたかったこと。まず1点目なんですけれども、今ほど教育長がおっしゃいましたが、1クラス定員8人なんです。8人がマックス。8人以上はだめということなんです。教育長、今ほどそれを4人にしてくれというふうな要望をされているという答弁でありました。

ことしの1月か2月でしたかね、中能登町の先生ではありませんけれども、町外ですけども、特別支援学級を持たれた方とお話をする機会があったんですね。その方がおっし

やるには、私、最高で4学年持ったことありますと。ですから最高で学年問わず8人までいいわけですから、2人ずつであれば8人、4学年になりますよね。大変でしたよと。そういう話をしたことがあります。

仮に今教育長おっしゃったように8人が4人になったとしても、1人ずつであれば4学年ということですよ。私、現場のことはよくわからないので、1人で人数は少ないといえども学年3つ4つ持つというのは大変だろうなという。素人考えですけども。幾ら人数が少なくとも学年4つ、授業内容とか教科書も違うわけですから、それは大変だろうなという思いがありました。

今ほど8人から4人に定数を減らしてくれという、そういう要望もされているということで、ぜひ実現すればいいなと思います。

それと、今ほどちらっとおっしゃいましたが、特別支援学級を担任される先生というのは必ずしも特別支援の教員免許を持っているらっしゃるとは限らないそうですね。一般のというんですか、そうでない先生がぽつと特別支援のクラスを持つということも多々あるというふうに聞いております。

免許を持っている持っていないで判断するのは決して正しいとは思いませんけれども、一つの資格として特別支援の先生の養成というのもぜひ重ねて県のほうへ要望していただきたいなと、そんなふうに思います。

これも以前話したことがあるんですけども、特別支援学級の経験がない方がぽつと特別支援学級へ配置されまして、すごく戸惑ったというふうな話も聞いたことがありますので、最初に言いましたけれども、少しずつ子供の数がふえてきているということなので、ぜひ特別支援の先生の養成といいますか、それも重ねて県のほうへ要望を上げていただきたいなと思います。

最後になります。また繰り返しになるんですけども、先ほども最初のほうにも申し上げ

げましたが、普通学級と特別学級で学ぶ子供たちの学ぶ機会に違いや誤った考えが生じないよう、彼ら彼女らに今以上に寄り添った教育環境となるようにご尽力をいただきたいと思います。

それと、最後に1点だけ。彼ら彼女らだからできる発想や視点、それから能力があると私は常々思っておりますが、彼ら彼女らだからできる発想や視点や能力、それに気づき、それを見つけて、そしてそれが発揮できる教育環境にぜひしていただきたいと私からの要望として切に申し上げて、私の一般質問は終わりたいと思います。

○議長（宮下為幸議員） 続いて、11番 坂井幸雄議員

〔11番（坂井幸雄議員）登壇〕

○11番（坂井幸雄議員） 一般質問をする前に少し時間をいただきまして、きのうありました鶺鴒の祭りのことに関して感謝の念をいたしたいと思います。

町の企画課並びに教育長、またスローターリズムのメンバーの方の協力をおもちまして何とか鶺鴒はどんな鳥ですかということで、ラポールよしかわで開かせていただきました。これは、そのときのきょうの新聞でございます。プールを張りまして、実際の鶺鴒を2羽寄せて、岐阜県から鶺鴒飼いの人が、中根理記さんがすり込んだ鶺鴒を持って。すり込むということは、生まれたなり鳥が最初の人を見たときは、それは親だということでありまして、鶺鴒はひもにつながっていませんとちゃんと水槽の中へ入ってアユを5匹入れまして、それをとっておりました。これで100の方が参加されまして、小さい子供さんも鶺鴒とともに写真を撮って鶺鴒の再確認をしたようなわけでございます。

中根さんという人は鶺鴒匠でございますが、世界的にあちこち鶺鴒を持って回っております。たまさか中能登町では鶺鴒道中で鶺鴒をやっておる方がおられましたので、その方が来

て講演させていただきました。

皆様のお力をもってたくさんの方が体験されたことをありがたく思います。どうもありがとうございました。

それでは質問をさせていただきます。邑知潟断層帯についてということと、AEDの取り扱い研修会の開催ということと、なかのとスローターリズムの取り組みについてでございます。この3点について質問させていただきます。

6月23日、中能登町、鹿西中学校の周辺で令和元年の中能登町防災総合訓練大会が開催されるわけでございます。この内容を見ますと、邑知潟地溝帯で地殻変動が起こり、鹿西地区にマグニチュード7クラスの地震ということでありましたので、たまさか一緒だったわけでございますが、邑知潟断層帯が中能登町の地下に走っているようなわけでございますが、どの位置ぐらいに走っているのか。地下の何千メートルというところで断層がありますから、なかなか明確な答えはできませんけれども、できるだけ知っている限り教えていただきたいと思います。どこら辺を通っているかということでございます。

それと2番目は、きょうも朝8時で関東地方でマグニチュード4の地震がありました。茨城県やら福島県、ちょこちょこ地震が発生しておりますので、地震に関して、建設課の方が住まいの耐震相談が6月2日にラピアで開催されまして、その相談の内容と実績をお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 坂井議員の邑知潟断層帯についてのご質問にお答えをいたします。

まず、中能登町直下で邑知潟断層帯が通っているらしいがどの位置なのか何うのご質問にお答えをいたします。

邑知潟断層帯は、石川県の中部に分布し、

七尾市から中能登町、羽咋市、宝達志水町を経て、かほく市に至る全長およそ44キロメートルで、ほぼ北東から南西方向に延びている活断層帯で、断層の南東側が北西側に対し隆起する逆断層とされております。

中能登町では、大まかに、石動山系の麓付近を通る石動山断層と眉丈山系の麓付近を通る眉丈山断層が存在すると言われております。

細部につきましては、この後、担当課長から答弁をさせますので、よろしくお願ひいたします。

住まいの耐震化についてのご質問もあったかと思っておりますので、お答えをいたします。

昭和56年5月に建築基準法が改正され、建築物の耐震基準が大きく変わりました。改正前の旧耐震基準に基づいた住宅は、大きな地震が起きた場合に倒壊する可能性が高く、中能登町でも耐震化が必要な住まいが多く存在しております。

大きな地震が起きた場合に生命を失う原因の多くは建物倒壊であります。阪神・淡路大震災ではおよそ9割、熊本地震ではおよそ8割が建物倒壊による圧死が原因で亡くなっておられます。

中能登町においても邑地潟断層帯が南北に縦断をしており、今後30年以内に地震が発生する確率は全国の主な活断層の中でも高いと言われております。

このような中で、町では、耐震改修の補助事業といたしまして耐震診断に12万円、耐震設計に20万円、耐震改修には150万円、それぞれ補助を行っているところであります。

町といたしましては、町民の生命を守るため、建物倒壊を少しでもなくするために、専門家である建築士の協力のもと定期的に相談会を実施し、住まいの耐震化の普及啓発に今後も努めてまいりたいと考えております。

なお、相談会の実態については、後ほど担当課長より答弁させますので、よろしくお願

ひいたします。

○議長（宮下為幸議員） 梅澤総務課危機管理担当課長

〔梅澤 博総務課担当課長登壇〕

○梅澤 博総務課担当課長 坂井議員の邑知潟断層帯についてのご質問にお答えをいたします。

邑知潟断層帯については、文部科学省内にある地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成17年3月に評価を公表しております。

これによれば、断層の深さは最大20キロメートル、最新活動時期はおよそ3200年前から9世紀ごろと推定されております。平均活動間隔は、今後1200年から1900年に1回の割合で活動すると推定されており、30年以内に地震が発生する確率は2%と、全国の主な活断層の中ではやや高いグループに属しています。また、想定される地震の規模はマグニチュード7.6程度とされており、活動の際には二、三メートルの段差が生じるとされております。

なお、断層の位置については、深さや幅も広く、多くが地下にありますので、地表にあらわれない限り目視では確認できず、トレンチ掘削調査でも範囲が限定的となるため、正確な位置が特定できないというのが一般的な評価ですので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 北野参事兼土木建設課長

〔北野 均参事兼土木建設課長登壇〕

○北野 均参事兼土木建設課長 それでは、坂井議員の6月2日ラピア鹿島で開催いたしました相談会の実態についてお答えをいたします。

当日は6名の参加がございました。このうち1名の方が耐震診断を申請されております。

参考であります、平成30年度の状況とい

たしましては2回の相談会に32名の参加がございました。そのうち2名が耐震診断を、うち1名が耐震設計を申請されております。その1名の方が今年度に入りまして耐震改修を現在行っております。

少しずつではありますが、町民の方に耐震化の必要性、重要性を理解していただけているものと考えております。

以上であります。

○議長（宮下為幸議員） 坂井議員

○11番（坂井幸雄議員） 少しずつですが、耐震診断とか改修とかしていただければ、やわやわとやっていただければいいのではないかと思います。

もう一つですけれども、県議会が始まっております。県議会のある議員さんが金沢地区かかほく地区の出身の方か存じないんですけれども、国では森本・富樫断層を一回調査していただければということを県議会で質問がありました。それにあわせて県ではやってみましょうという答えだったと思うんです。森本・富樫断層にあわせて能登断層もそういう問題を投げかければどうかという思いであります。町長、その点、わかったらお願いしたいと思います。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 地震のレベルからいきますと、森本断層は物すごく高い、何十年の間に地震が起こるのではないかと、そう言われております。そして邑知潟断層帯につきましては、かほくから七尾まで159の跡へずっと通っておるけれども、レベルの段階からいけば大変低い。0.何ぼぐらいというようなことで、仮に調べてくれといってもそんな必要はないのではないかとというような地震学会が報告書かわかりませんが答えではなかろうかと思えます。

森本断層については、大変レベルが高くて、言われなくても調べなければならないというようなところであります。

そういうことで、邑知潟断層帯は国としては困難かなど、そう思っております。

○議長（宮下為幸議員） 坂井議員

○11番（坂井幸雄議員） 今の町長の答弁では、国道159の辺ではなかろうかというような、石動山の関係ですからそのように思うんですけれども、大体そのような思いですか。——わかりました。

それでは次に質問させていただきます。

AEDの取り扱い研修会の開催でございますが、これは地球温暖化が進んできて、気温が上がって熱中症があります。幼稚園の運動会とか中学校の運動会とかいうときには、いろいろと大変気を使っていかなければならないわけでございますが。

そこで、周知のために中学生の2年生ぐらいですかね、AEDの体験学習に取り組んではどうかという思いであります。やっておられるかおられんかは存じないんですけれども、私も防災士になるとときにはAEDの取り扱い修了証ということがありまして、扱いは忘れてしまったんですけれども、再度やらんとわかりませんけれども、このような取り扱いを中学生の方の体験学習として取り入れてはどうかということであります。

それと、役場の職員さんの新しい若い職員さんにもこういう講習会を受けさせて、公僕精神であります。万が一の場合はその対応をしていただければ、さすが職員やなということでもありますので、若い職員さんにも講習会を開いて受けさせていただければ幸いかと思います。

それと、町内ではAEDが何台設置されているかということでもあります。公の施設には1台はあると思うんですけれども、また一般の施設、大きな商店街やら商業都市などは何店舗ほどあるか、わかたら。なかなか私事のやつはわかりませんが、公の場合だけでもわかたら教えていただきたいと思えます。

○議長（宮下為幸議員） 袋井教育長

〔袋井貞司教育長登壇〕

○袋井貞司教育長 坂井議員のAEDの取り扱い研修会の開催についてのご質問にお答えします。

まず、温暖化で熱中症の対応について中学生からAEDの体験学習を取り組んではどうかということについてですが、平成25年度の中能登中学校開校当時から、毎年第2学年でAEDの体験学習に取り組んでいます。講師として、日本赤十字社から職員を派遣していただき、クラスごとに講習を受け、AEDの使い方や心肺蘇生法を体験しています。

今後も中学生のAEDの体験学習については継続していく予定です。AEDの講習を受けた中学生がふえることで、人命救助に少しでも役立つことができると考えています。

また、中能登消防署では、町内の学校にAEDを使った救命講習会の開催を勧めており、鳥屋小学校では3年前から4年生から6年生を対象に講習会が開かれるようになりました。

昨年度は、鹿島小学校で授業参観後に保護者と教職員を対象にした講習会を開催しました。鹿西小学校でも教職員を対象にした講習会を開催しています。今年度は、既に鳥屋小学校と中能登中学校が救命講習会の申請をしています。

今後も、各小中学校と中能登消防署や日本赤十字社が連携しながら教職員や保護者、児童生徒がAED等を使った救命講習会を受講できるように取り組んでいきたいと考えています。

なお、現在、AEDは、中能登中学校、鹿島小学校、鳥屋小学校にはそれぞれ3台ずつ設置されています。設置場所は、玄関、体育館、そして運動場またはプールの近くの3カ所です。鹿西小学校は保健室に1台設置されており、保健室は玄関の横にあり、体育館、運動場とプールにも近いので1台のみの設置

となっています。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 梅澤総務課担当課長

○梅澤 博総務課担当課長 坂井議員の役場の若い職員にもAEDの講習を受講させてはどうかの質問にお答えをいたします。

若い職員だけに限らず、AEDを一度もさわったことがない職員についても今後、時期を考えながら取り組んでいきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

それと、坂井議員の町内でAEDが何台設置されているかのご質問にお答えをいたします。

消防本部が把握している町内におけるAEDの設置数は50台であります。内訳は、公共施設や学校などに38台、医療機関や商業施設、遊戯施設、一般企業など12カ所に12台となっております。

以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 坂井議員

○11番（坂井幸雄議員） 教育長の答弁では前もってやっておられるということ。私の認識不足でありまして、大変いいことだと思います。

普通は、AEDは救急車が到着するまでが勝負だと思うんですけども、最近救急車も頻繁にありまして、統計ですけれども平成18年から28年では1.9分時間がかかっておるわけですので、その間、AEDで命を助けていただければいいのではなかろうかと思えます。

また、職員の研修も公僕の方でやっていたら幸いかと思えます。

実際にこれは自分でやらなきゃ、一回やらなきゃ、電気が走りますので、危ないものでなかなか一回体験しないと取り組めないという思いが自分ではあったと思えます。

最初は自分でも見ただけでやったんですけ

れども、それで免許証をいただいたんですけども、一回だけその場面に遭遇しました。そのときは手を後ろに当てました。自分ではできなかつた。そういう関係がありますので、実際の体験をしなければ弱電気が起こりますので、高圧な弱電気が走りますので、なかなか体験しないと勇気が進まないという思いでありますので、中学生もやっていただければ、わざは身につくということでもありますので、よろしく願いいたします。

その次へ行きます。

なかのとスロートゥーリズムについてでございますが、さっきの鶴様道中のミュージアムもなかのとスロートゥーリズムの一環だと思います。また、そのメンバーの方々もたくさんきのうお力添えいただきまして、何とか終わったんですが、きのうも雨と風で、本当は鶴様の家のほうで開催したかったんですけども、雨と風が強かったのでテントがかやると思ってラポールよしかわでさせていただきました。

それもスロートゥーリズムの一環だということで、住民には少しでも経験並びに思いを寄せていただいたと感謝しております。

それでは1点目のスロートゥーリズムの取り組むことになったきっかけは何かということでございます。

2点目は、スロートゥーリズムの何を指しておるのかということでもあります。

3点目は、現在の活動組織と活動状況についてお知らせ願いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 坂井議員のなかのとスロートゥーリズムの取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目のなぜスロートゥーリズムに取り組むのか。取り組むきっかけとなったのは何かのご質問にお答えをいたします。

スロートゥーリズムとは、地域の食文化や伝

統文化、美しい景観や暮らしなどの魅力を体験し、ゆっくりと時間を楽しんでいただく新しい観光の旅を意味しております。

中能登町は、農耕を中心とした豊かな人々の暮らしを初め、伝統の織物や食文化、古い町並みや祭り、そして同じ日本でも緩やかに流れる時間や自然に伝わる優しさなど、まさにスロートゥーリズムを感じることができる絶好の場所であると考えております。

これらの営みや文化をツーリズムに組み合わせることで、当町の新しい観光資源として魅力発信が期待できるほか、昨年7月に発足された町内外の有志による組織「なかのとスロートゥーリズム協議会」が活動を始めたことが取り組みのきっかけであります。

次に、2点目のなかのとスロートゥーリズムは何を目指しているのかのご質問にお答えをいたします。

現在、なかのとスロートゥーリズム協議会では、昨年10月からおよそ1年間をかけて、各種団体や関係者と連携し、合意形成を得ながら地域に根づく資源の調査事業を実施していると伺っております。

特に、加賀藩主も往来されたと伝わる能登街道の東往来、西往来の町並みを中心に、暮らしの中で不可欠な要素である衣食住をテーマに、当町に存在する地域資源にこれまで以上の価値を上乗せする検証も実施していると伺っております。

今月29日には調査検証事業の進捗状況報告会も行われると伺っておりますので、その中で中能登町の目指すスロートゥーリズムの姿が見えてくることを期待しておりますし、町としても活動を全面的に支援していきたいと思っております。

次に、3点目の現在の活動組織と活動状況はどうなっているのかのご質問については、担当課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 上坂企画課長

〔上坂恵一企画課長登壇〕

○上坂恵一企画課長 3点目の現在の活動組織と活動状況はどうなっているのかのご質問についてお答えをいたします。

現在、なかのとスローツーリズム協議会では、どぶろく神社として地域活性化にご尽力をいただいている天日陰比咩神社の船木清崇会長を中心に、町内外からの有志や地域おこし協力隊の隊員も加わった計9名の構成員で活動されて、頑張っておられます。

活動状況ですが、昨年11月から本格的に調査検証事業が始まり、ことし2月には進捗状況報告会が行われ、衣食住、そして祭りと歴史の分科会で活発な意見が交わされたと聞いております。

また、具体的な活動としては、ことし2月に「道の駅」織姫の里なかのとで、おにぎりの実演を交えた販売イベントの開催や、地元になお受け継がれている能登上布のお宝の発掘と、鑑定士に依頼しての価値調査事業、古民家みおやの里の周辺の時代調査を含めた空き家調査を初め、ことしのトレイルランニングの後夜祭での参加者の受け入れ事業や鹿西高校の1年生を対象にした地域の資源を学ぶ「探求の時間」での授業連携など、これまでの地域資源にさらに一歩踏み込んだ事業を実施されております。

ことし4月からは、国の重要無形民俗文化財である鶺鴒道中の鶺鴒宿に活動拠点を置き、鶺鴒道中の宿保存会の皆様にもご理解をいただき、活動を実施していると聞いております。

6月11日から鶺鴒宿を拠点に鶺鴒道中ミュージアムもオープンされました。先ほど坂井議員から紹介がありましたオープニングイベントも開催され、実際に鶺鴒飼の中根氏が鶺鴒を2羽プールに浮かべまして、魚をとる模様を子供たちが大変喜んで見ていたという状況であります。

今後、なかのとスローツーリズム協議会

とも連携しながら鶺鴒道中の魅力発信に努めていきたいとスローツーリズム協議会からも聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

今後も、町内の至るところで地域活性化の動きが活発になることを期待するほか、なかのとスローツーリズム協議会の活動が中能登町の新たな魅力発信や地域活性化につながり、町外からの観光客や来訪者がふえることを期待し、密に連携していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 坂井議員

○11番（坂井幸雄議員） 企画課長から鶺鴒道中のことをいろいろと協力していただきまして、ありがとうございます。

1点だけ、先日ですか、旧の丹後邸の離れの部分やら土蔵を見学させてもらったんですけども、ツーリズムで丹後邸はどのようなポジションになっているのか、わかたらお知らせしたいと思います。

それと、最後ですけれども、先ほど町長が言われた6月29日の社会福祉協議会で、なかのとスローツーリズムの講演会がありますので、テレビで見られた方、ぜひ時間のある方は鳥屋庁舎の横の中能登社会福祉センターでありますので、来ていただきたい。

これはPRでございますので、先ほど町長も言われましたので、実際に自分は班に配布したもので覚えがあるんです。よろしくお願いいたします。

一つ、最後ですけれども、丹後邸だけ、どのようなポジションにあるのかお知らせしたいと思います。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 丹後邸は、丹後家からご寄附をいただいて、あずま建ての建物として日本の歴史的な建物であると高い評価をいただいております。

そういう中で、どのような位置にあるかと

ということでありませけれども、中能登町の古民家の一つの歴史の拠点として、そして今進めております伝統的重要文化財の保存地区の拠点として、そしてこの間、皆さんのご理解を得て離れを直ささせていただきました。

そこには、いろんな方々にも来ていただいて、会議を開いていただいたり、また食文化のお話をさせていただいたり、また小さな台所もついておりますので、実験といいますか、つくり方とかそんなことをしていただければと思っております。

本当にこの地域の建物、あずまや、そういうものの拠点地域として、これから町内外の皆さん方にも来ていただいて、そして使っていただければ。ぜひ見ていただければと。そんな思いでございます。

○議長（宮下為幸議員） 坂井議員

○11番（坂井幸雄議員） これで終わります。

ただ一つ、スロートリズムであって、中能登も大変文化的な、歴史的な遺産がありますので、それをできるだけ守って後世に伝えていきたいという行政の指導が大切かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで終わります。

○議長（宮下為幸議員） ここで、11時30分まで休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、6番 笹川広美議員

〔6番（笹川広美議員）登壇〕

○6番（笹川広美議員） それでは、通告に従い質問をいたします。

まず初めに、健康寿命の延伸のための取り組みについて3点にわたり質問をいたします。

現在、当町では高齢者支援センターを中心

として社会福祉協議会や介護福祉施設、NPO団体などとともにさまざまな介護予防のための教室を開設いただいております。地域つながりサロンや運動教室等ありますが、取り組みはどのような状況でしょうか。また、これまでの取り組みで抱えている課題はどのようなものでしょうか。お聞かせください。

2点目は、フレイル対策として、いきいき百歳体操などの体操教室のさらなる充実と推進であります。当町で広がりを見せている百歳体操は、高齢者でも気軽に組みめる大変有効な筋力づくりの体操です。私自身、筋力の低下を感じていたところでもあり、町内3カ所ほど会場にお邪魔をし、皆さんにまじって体験をさせていただきました。そして、これは続けていけば必ず結果が出ると実感をいたしました。参加者の中には、骨折で車椅子に乗っていたのに、この百歳体操でここまで歩けるようになったと、皆さんと一緒に元気に体操を楽しまれているご高齢の女性もおられました。ぜひ町内の多くの方に百歳体操に参加いただき、いつまでも元気で、そして楽しく過ごしていただきたいと思っております。

そこで、この百歳体操に興味を持ち、参加いただくために、まずどんなものなのか知っていただかなければ始まりません。そして、ご自分の筋力を知り、私も筋力づくりをしておかないといけないと町民の皆さんが広く自覚できる機会をつくるべきであります。いかがでしょうか。

また、百歳体操は、それぞれの筋力に見合ったおもりを手足につけ、DVDを見ながら行える手軽なものです。あくまで各グループによる自主的な取り組みですが、会場によっては声をかけたりお世話いただける方を求める声もありました。実践の中で張り合いや励みを感じることは大きな持続の力になります。定期的なアドバイスの手だても必要ではないでしょうか。

そして、筋力をつけるにはトレーニングに

プラスしっかり栄養、特にたんぱく質をしっかりとりとる必要があります。百歳体操の会場では、オーラルフレイルの対策である口腔体操をあわせて行っていました。1日の具体的な食べ物の摂取に無理なく取り組める仕組みも盛り込んではいかがでしょうか。

百歳体操のさらなる充実、推進に対して、お考えをお聞かせください。

3点目は、商業施設と協力した買い物リハビリの導入であります。

買い物リハビリとは、送迎つきで高齢者がショッピングセンターで買い物をし、体操や健康状態のチェックをするものです。今、全国の自治体で取り組みが始まっています。体操で体を動かす上に、何をかうか考えることは脳の刺激にもなる。店内を歩くことで筋力を維持できれば転倒予防にもなる。日常的に散歩に出かけるなど、家に閉じこもりがちな高齢者が外に出るきっかけになると、介護予防策として評価を受けている取り組みです。

参加者からも、楽しみにされている多くの声が上がっています。そして、事業者の調査によると、参加者には筋力増進などの効果が見られているとのこと。また、スーパー側も新規顧客の確保や送迎があるために買い物金額が大きくなるというメリットが期待できます。中能登町においても、このような取り組みは大きな効果をもたらすのではないのでしょうか。お聞かせください。

以上、健康寿命の延伸のための取り組みについて3点にわたり杉本町長の答弁を求めます。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 笹川議員の健康寿命の延伸のための取り組みのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の各地で開設された介護予防教室の取り組みはどのような状況かについてお答えをいたします。

現在、町で実施している介護予防教室の主なものとして、住民が集う通いの場づくりを支援し、社会的孤立感の解消や閉じこもりを防ぐ地域つながりサロンを36カ所、また、足腰の筋力アップを目的としたいいき百歳体操を23カ所で開催しており、少しずつ町内に拡大している状況であります。

これまでの取り組みの課題としましては、参加者の固定化や高齢化が進んでいる地区があることのほか、介護予防教室を実施していない地区もあることが挙げられます。

これらに対しては、住民同士の声かけで参加を促したり、既存の教室の活動状況を広報やケーブルテレビなどで紹介し、住民主体の取り組みを促していく必要があると考えております。

次に、2点目のフレイル対策としていきいき百歳体操などのさらなる充実と推進を図るべきではないかについてお答えをいたします。

フレイルとは、虚弱を意味し、加齢とともに筋力や認知機能などの心身の活動が低下した状態を言います。

このフレイル対策につきましては、介護予防の取り組みの重要な要素の一つになるもので、百歳体操のさらなる推進が必要であると考えます。まずは、広報やケーブルテレビなどで百歳体操の活動状況や効果を広く住民にお知らせしていくことが大切であると考えております。

また、現在の自分の筋力がどのような状況であるかを知る機会としましては、地域つながりサロンや百歳体操、出前講座など高齢者が集う機会を利用して、筋力低下の目安を知ることができる簡易的なテストや質問を活用していきたいと考えております。

加えて、百歳体操を継続する中で参加者のモチベーションを低下させないため、リハビリ専門職が1年に1回、活動支援として体操の正しい指導や介護予防の健康講座を行って

います。これについては今後も継続していくとともに、マンネリ化にならない工夫をしていきます。

また、フレイル対策の柱は運動だけではなく栄養と社会参加と言われています。特に、たんぱく質の不足による低栄養は筋肉量の減少を招くことから、高齢者の低栄養対策は特に重要であります。

加えて、口腔機能の低下が食べる機能の障害、さらには心身の機能低下を招くことから、口腔機能の維持も大切であります。

今後、百歳体操の場を活用して、運動以外のフレイル対策についても普及啓発を行うことで介護予防の充実を図っていきたいと考えております。

次に、3点目の商業施設と協力した買い物リハビリを導入できないかについてお答えをいたします。

買い物リハビリは、高齢者の介護予防と買い物支援の双方の要素があり、大変興味深いものであると思います。高齢者が安心して暮らし続ける地域になるためには、地域での見守りや支え合う仕組みづくりが必要となることから、地域の方々が安心して知り合う場、つながる場が今後ますます重要になると考えます。

このことを踏まえ、町の現状を考慮しますと、まずは地域つながりサロンやいきいき百歳体操などの通いの場を町内全域に広めることを推進していきたいと考えております。

また、買い物支援として考えた場合、地域の通いの場に、例えば移動販売車が来ることで高齢者が買い物できる体制をつくとともに、人と人とのつながりや見守りが生まれるということも考えられます。

議員の指摘された買い物リハビリにつきましては、当町での有効性を今後研究していきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 笹川議員

○6番（笹川広美議員） 百歳体操のさらなる推進ということで、年に1回講習を行われているという答弁ありましたが、いろんな23カ所されている教室と、それぞれの実態等も把握していただいて皆さんの声にも応えていただける、そういった取り組みをぜひプラスして行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮下為幸議員） 横井長寿介護課長
〔横井正之長寿介護課長登壇〕

○横井正之長寿介護課長 笹川議員の質問にお答えいたします。

今ほど百歳体操の推進ということで、実態を把握して皆さんの声に応えるということかと思えますけれども、体操自身は、皆さんDVDを見ていただいて、確実にといたしますか週1回ということでこなしていただいているのが現状であります。

先ほど言われました栄養面とか口腔機能の関係のことも含めまして、これからさらに参加されている方の声を吸い上げまして、それを補完するといえますか充実を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 笹川議員

○6番（笹川広美議員） またしっかりと現場を見ていただきながら、いろいろ検討もしていただきながら進めていただけるという答弁だったと思います。しっかりと、またそれぞれのグループの現状等も把握しながら、皆さんがモチベーションを上げて持続して取り組めるように推進していただければと思っております。

杉本町長、町長は、いきいき百歳体操を体験されたことはおありでしょうか。ぜひ私の質問を機会に、まだ経験されていないのであれば開催地の皆さん、どこのグループでもよろしいですが、ぜひ足を運ばれて一緒に体験をしていただき、広く町民の皆さんへの普及

を後押ししていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 いきいき百歳体操の体験はしたことはありませんけれども、私は1週間のうち4日か5日ぐらい、自分独自のストレッチであったりラジオ体操であったり、そういうものを自分で考案しながら、テレビを見て、これがいいと言われればそこへメニューを加えてしております。

やはり、体を動かして、散歩も入れたり、それは気持ちもいいですし、また、だんだん年いって手も動かなくなって足も痛くなったりと言われる方が多い中で、今のところ足のつま先から頭まで、どこも痛いところありませんし、これからはまた百歳体操にも行って、私の経験もお話をしたり、多くの方々に広めていければ、健康にも、また長寿命の点でもいいのではないかなと思います。

一回行ってまいります。

○議長（宮下為幸議員） 笹川議員

○6番（笹川広美議員） 町長のほうから一回行ってみますとお答えをいただきましたので、多分これから百歳体操を町長がされるということで注目もされて、未経験の方はやってみようかなという思いにもなられるかなと、大きく推進ができるかなと期待されます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

私もまたいろんなグループの皆さんのところへまぜていただきながら普及に、微力でも足を運ばせていただき推し進めていきたいと思っております。

また、議員の皆さんにも体験いただけるよう声をかけさせていただきながら、中能登町の皆さんの健康寿命の推進をともに図ってまいります。

それでは、次の中能登町の心のバリアフリー化の促進について質問をいたします。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、心のバリアフリーを前へ進める絶好の

チャンスと言われています。観光庁は昨年、ホテルなどで働く観光従事者が障害者や高齢者への差別や偏見をなくし気持ちに寄り添う心のバリアフリーを実践するために対応マニュアルを作成いたしました。心のバリアフリーを醸成するには、教育も含めた理解促進など地道な取り組みが必要であると言われてい

ます。私たちの周りには、障害のある人や高齢者、またベビーカー利用者や外国人など多様な人がおられます。町なかで手助けをしたほうがいいのかと思いつつも、何をしてあげればいいのかわからないため結局見て見ぬふりとなってしまい困っている人を無視する。気になってもアクションにつながらず無関心を助長しています。また反対に、いきなり車椅子を動かし当事者に怖い思いをさせてしま

う、困らせてしまう過剰な働きかけもあります。多様な人々の特徴や心理状況を知り、ケース・バイ・ケースの適切なサポート方法を選ぶことが大切となります。ユニバーサルマナーは、そんな多様な方々の視点に立ち行動する心遣いの一つです。

中能登町では、2017年に障害攻略課を立ち上げ、心のバリアフリー先進地を目指し、さまざまな関係団体とともに推進していただいております。先日も、全国で障害者や高齢者の旅の支援に取り組む日本ユニバーサルツーリズム推進ネットワークの皆さんが当町での観光体験をされました。今後、全国から、さらに世界各国から多くの皆さんを中能登町にお迎えできれば、すてきなことです。

そこで、心のバリアフリー先進地を目指す当町として、支援を必要としている人に適切なサポートができるよう、ユニバーサルマナーを中能登町に普及すべきではないでしょうか。杉本町長の答弁を求めます。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川議員の中能登町の心の

バリアフリー化を促進についてのご質問にお答えをいたします。

支援を必要としている人に適切なサポートができるように、ユニバーサルマナーを普及すべきでないかについてであります。

ユニバーサルマナーとは、高齢者、障害者、外国人など多様な人たちとともに暮らすための心遣いや行動をあらわすものです。例えば、段差があるところにスロープがなくても、何かお手伝いをできることはありませんかと声をかける人がいれば車椅子で乗り越えることができます。多様な方々に対する向き合い方や特性を理解し、何に困っているのかを知ることが大変重要であると認識をいたしております。

先月、石川県でもヘルプマークを作成し、県庁や町の窓口などで交付を受けることができるようになりました。これは、外見から援助や配慮を必要としていることがわからない方が周囲に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるように作成されたものであります。マークをつけている方が困っているようであれば声をかけることなど、思いやりの行動をお願いするものであります。

障害者に対しては、平成29年に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する中絶登町職員対応要領を作成し、障害者が日常生活や社会生活を送る上で障害となる壁を取り除くため、それぞれの特性に応じた配慮をしなければならないとしています。

どのような配慮が必要になるかは状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものもありますが、環境の配慮や意思疎通の配慮の仕方など具体的な事例を示して説明してあります。

職員に対しては、障害を理由とする差別解消の推進を図るため、継続して研修等を行い、意識の啓発に努めてまいります。

また、同じく平成29年に、バリアフリー先

進地を目指して障害攻略課プロジェクトを立ち上げ、行政、民間、地域が一体となったチームを結成し、事業を絡めてハード面だけでなく心のバリアフリーの推進を図っているところでございます。

今後も町民の方々に対して各種マークの名称や意味を理解していただくなど、困っている方がおいでれば、何かお手伝いできることはありませんかと思いを行動に移すことができるよう、広報やホームページ、障害攻略課プロジェクトの事業などを通じてユニバーサルマナーの理解と普及に努めてまいりますので、よろしくご理解をいただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 笹川議員

○6番（笹川広美議員） 職員のほうに関しては、対応マニュアルですか作成をされているということで、また研修、意識啓発をされていくということですのでけれども、町民に対して広報、ホームページ、また障害攻略課プロジェクトの事業等で普及を図るといった答弁であります。そういったユニバーサルマナーの普及ということになりますと、ただ情報を発信するだけで終わらせていただきたくないなと思います。また、障害攻略課プロジェクト、いろんな事業があると思うんですけども、そういったものに参加できるという方もどうしても限られた方になってくるかと思えます。実践的なマナーを学ぶ機会というものをぜひ設けていただきたいなと思えます。

例えば、職員の皆さんがマニュアルで学んだことを町民向けにロールプレーで学べるような、そういった出前講座を職員みずから学んだことを町民に還元していくような形で取り組むことも一案ではないかなと思うんですが、そういった町民の皆さんが体験しながら理解を深められる、行動につながる普及を行っていただけないものでしょうか。いかがで

しょうか。

○議長（宮下為幸議員） 平岡参事兼住民福祉課長

〔平岡重信参事兼住民福祉課長登壇〕

○平岡重信参事兼住民福祉課長 笹川議員のただいまの質問でございますけれども、広報やホームページだけの情報発信で終わらせてほしくないということでございますけれども、私どもユニバーサルマナーの内容、それらを勉強、研究いたしまして、どのような方法、どのような場が一番町民の方に知っていただけるのか、また研究しながらそういうものを行っていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（宮下為幸議員） 笹川議員

○6番（笹川広美議員） 前向きに取り組むを考えていただけるとのことなので、よろしくお願をしたいと思います。

心のバリアフリーとは、周囲の人に関心を持ち、ちょっととした思いやりの心を持つことです。障害の有無にかかわらず他者を尊重することが第一歩となります。

今の時代を生きる私たちは、忙しく、周囲の人や出来事に関心を持ってなくなってきているように思われます。日々の生活を振り返り、朝の通勤通学時のマナーはどうだろう、地域に暮らす高齢者や子育て世帯とのコミュニケーションはなど、町民の皆さんと一緒に振り返り、心のバリアフリーの先進地を目指していただきたいと思います。

ユニバーサルマナーの普及により、私たちの日常にゆとりがもたらされ、思いやりの心はぐくまれることを期待しております。そして、誰もが安全で快適なまちづくりにつなげていただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（宮下為幸議員） 質問の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時57分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

笹川議員

○6番（笹川広美議員） 最後に、子育てに優しい中能登町を発信することを杉本町長に求めます。

当町の子育て世帯への支援施策は、県下において、また全国的にも幅広く充実した事業が行われております。そのため近隣市町からの移住者はもとより、子育てに優しい町とのフレーズに魅力を感じ首都圏から移住してきましたという方もおられます。若い世帯の皆さんが伸び伸びと子育てができ、生き生きと暮らしていただき、これからの中能登町に大いに活力をもたらしていただきたいと思います。

そこで、杉本町長、町長にはぜひイクボス宣言を行っていただき、町民のワーク・ライフ・バランスの実現、女性活躍の推進を図っていただきたいと思います。いかがでしょうか。ご答弁を求めます。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川議員の子育てに優しい中能登町を発信についてのご質問にお答えいたします。

イクボス宣言を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現、女性活躍の推進を図るべきではないかについてですが、部下や同僚等の育児や介護、ワーク・ライフ・バランス等に配慮、理解のある上司、また、みずからも仕事と生活の両立に取り組むリーダーのことをイクボスとされています。

石川県では、平成27年に初めて民間企業が宣言し、石川県や金沢市もイクボス宣言をしております。

当町においては、中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標3として、子育て環境づくり「若い世代の結婚・出産・子育ての

希望をかなえる」という目標を掲げており、質の高い魅力的な雇用の場を確保し、ワーク・ライフ・バランスを整えるとともに、若い世代が求める結婚や出産、子育てを支える施策を官民一体で取り組める町を目指しております。

このことから、まずは町がイクボス宣言という意思表示を行い、取り組みたいと考えております。それにより、町内民間企業のワーク・ライフ・バランスの一層の推進にもつながるものと期待をしています。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、一人一人が望む生き方ができる社会を実現させるために必要不可欠なものであり、男女共同参画や働き方改革と密接に関係するものと考えております。

そうした取り組みを企業の皆さん方と一緒に進めていく、そしてワーク・ライフ・バランスが成り立つような社会環境を中能登町内でつくり上げ、子育てに優しい中能登町を発信していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 笹川議員

○6番（笹川広美議員） 今ほど杉本町長から意思表示を行うというお言葉でしたけれども、イクボス宣言を行うと捉えさせていただいてよろしいですね。確かな答弁をいただきました。

先日、13日、ユニセフが発表しました2016年時点の子育て支援策に関する報告書によりますと、給付金などの支給制度を持つ出産休暇、育児休業期間の長さでは、日本の制度は男性で1位、トップの評価を得ています。しかし、実際に取得する父親は非常に少ないとの特異性が指摘されました。厚労省発表の昨年度の日本男性の育休取得率は6.16%です。日本男性が育休を取得しない理由に、取得しづらい社内の雰囲気挙げられています。

中能登町では、町のクリーン&グリーンデ

イの日にあわせコーポの日を設定し、家族の家事、育児協力の日として、町民の皆さんへ男女共同参画社会の実現に向け家庭からの取り組みを推進していただいております。誰もが自分らしく輝ける社会へ家庭、地域、企業がともに子供を育む中能登町を目指していただきたいと思っております。

今月の6月23日から29日は男女共同参画週間となっております。男女共同参画社会基本法の目的、基本理念について理解を深めるために、さまざまな取り組み、イベント等が全国で行われます。石川県では、6月29日土曜日に男女共同参画のつどいが県女性センターで開催されます。杉本町長の今回のご答弁がさらに石川県の男女共同参画社会の推進への大きな力となるものと確信をいたします。

今後しっかりと内容を検討いただき、多くの町民の皆さんに知っていただける形でイクボス宣言の発表を行っていただければと考えております。子育てに優しい中能登町を全国に広く、そして力強く発信する宣言となることを期待しております。よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（宮下為幸議員） 続いて、7番 南昭榮議員

〔7番（南 昭榮議員）登壇〕

○7番（南 昭榮議員） 今回、2件について質問したいと思います。

1点目として、県道252号瀬戸春木線の沿線に延長100メートル以上にわたり建物の大半が廃墟放置されたまま旧豚舎が数十年経過して、一部の建物も屋根のトタン、腰板などが台風や強風により道路及び歩道に飛散して危険なので、通行人が後片づけする状態があります。ほかにも高所家畜用飼料サイロ1棟が倒壊し、もう1棟も歩道に倒壊するおそれがあります。

瀬戸区長さんやPTAからも危険な建物と環境美化の観点からも処理について町へ再三

要望しておりますが、一向に解決されていません。また、区民の方で本人と話をしたら、町から直接の話は聞いていないと聞いたとのことで、気にしない様子だそうです。

区としても、所有者が他町の方なのと地籍は隣接する地区なので解決が難しいのです。

町においても納税通知とチラシを同封するだけのお願いでは、長い年月放置されたままにしているのに理解していただけないとは想定できません。町当局としても、県道なので関係がないと逃げているとしか見受けられません。

固定資産税の税収は町にあります。前向きなご答弁をお願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長
〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 南議員の通学路歩道沿いの環境美化の考えはのご質問にお答えをいたします。

まず、全国的に空き家等が増加している中、特に適切な管理が行われていない空き家等については、景観、防災、衛生などのさまざまな面で周辺環境に悪影響を及ぼすため社会問題となっており、当町においても同様の課題であると認識しております。

ご質問のありました通学路としても利用されている県道252号瀬戸春木線の沿線に位置する旧豚舎については、町としても平成28年度に実施した空き家等実態調査において当該旧豚舎を空き家等として調査対象としており、その現状を把握しております。

また、以前に空き家等の所有者の方に接触し、飛散防止等の措置をお願いした経緯がありますが、現状は変わらず、対策が講じられていないままとなっております。

今後の対応については、空家等対策の推進に関する特別措置法をもとに、町において策定した中能登町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例及び中能登町空き家等対策計画により定められている周囲に危険を及ぼ

す空き家等に対しては、公益性の観点から対策が必要と判断した場合には適切に対応していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 南議員

○7番（南 昭栄議員） 再質問に入ります。

この道路は、のと里山海道が無料開通してからは特に町外の方の通行が多くなってきております。廃墟放置された建物を目にされ、どのように思われるのか想像ができます。

そこで、町として代執行による解体撤去し所有者に費用の請求する対応ができないか、町長のお答えをお聞きしたい。

○議長（宮下為幸議員） 上坂企画課長
〔上坂恵一企画課長登壇〕

○上坂恵一企画課長 南議員の町として代執行を実施し所有者へ解体費用を請求できないかの再質問についてお答えをいたします。

町による行政代執行についてですが、当該旧豚舎に限らず、町内には複数の危険な空き家等があると認識、把握をしております。その中には、生活環境や景観の悪化にとどまらず不特定多数の者の財産や生命に危険を及ぼす可能性がある空き家等も存在すると考えております。

これらの空き家等については、空き家等対策計画に基づき現地立入調査を実施し、空き家等対策協議会による専門家等を交えて審議した上で、その危険性が高いもの、または緊迫性が高いものと判断したものについては、特定空き家として認定されます。その後、空き家所有者へ助言、指導を行い、改善されない場合は勧告、それでも改善されない場合は命令を経て、最終手段として代執行ということになります。

しかしながら、その対応は必要最低限の対応となりますので、必ずしも解体撤去に至るわけではございません。

質問の当該旧豚舎につきましても、空き家

等対策計画に基づく調査及び空き家等対策協議会による審議を経て、その危険性、緊迫性及び安全確保のための必要最低限の措置について検討され、その対応が判断されることとなりますので、まずは現地の立入調査を実施し、必要な対策を講じていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いたします。

○議長（宮下為幸議員） 南議員

○7番（南 昭榮議員） 鳥屋町の時代に、三ツ池のあそこにつばさんが借りている地面があります。あそこに鳥屋町時代にホテルが建つということで、あの地面もホテル建ててもらって学校の子供が毎日通るからといって町が買い上げしてくれました。そういうこともありますので、またよろしく願いたします。

2点目に入ります。

最近は、大型農業機械がナンバープレートなしで通行するのをよく目にします。

そこで、町では小型特殊自動車または農業機械ですけれども、登録についてどのような状況なのかお聞きしたい。また今後、町として登録申請してもらって運動と方策をお聞きしたい。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 南議員の小型特殊自動車の登録状況はのご質問にお答えをいたします。

小型特殊自動車は、道路運送車両法施行規則で農耕作業用とフォークリフト等のその他のものに分類されています。中能登町の4月1日現在の登録台数は、農耕作業用が564台、その他のものが121台登録されております。

ご指摘のありました農業機械は、乗用装置があり最高速度が時速35キロメートル未満のトラクター、コンバイン、田植え機等が対象であり、公道を走行するしないにかかわらず所有していれば申告及び納税する義務が発生するもので、不申告に対する罰則規定も条例

で定められております。

町では今後も登録台数の増加に力を入れてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、これまで町が行ってまいりました対応や今後の運動及び方策につきましては、担当課長より答弁をさせますので、よろしく願いたします。

○議長（宮下為幸議員） 町田税務課長

〔町田穂高税務課長登壇〕

○町田穂高税務課長 南議員のご質問にお答えいたします。

町では、これまでおよそ500名の農業者の方々へ平成26年と28年の2回にわたり申告の案内を行い、その後も確定申告受付時に農業者の方々に申告の周知をしているところであります。

その結果、現在の登録台数は平成26年度に比べ359台ふえております。また、国、県、町の補助を受けて導入する農業機械については、必ず登録するよう農林課を通じて申し入れも行ってあります。さらに、JAなど農業機械の販売店にも、購入時に登録が必要である旨説明していただくようお願いしております。

なお、農業機械については、使用しない場合でも所有しているだけで申告、納税する義務があります。町では、今後も引き続き広報及び確定申告受付時等で周知していくとともに、無登録車両であることを確認した場合には申告及びナンバーの取りつけが必要である旨指導していきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 南議員

○7番（南 昭榮議員） 前にも町の広報か何か、税金控除にはナンバーをつけんと思いませんと書いたことは一遍読みましたけれども、それをちゃんと実行しているんですか。今の説明からいくと、しているように言っていましたけれども、今後もきちんとやってほ

しいと思いますので。

払う人にしてみれば、何でほんなもん税金払わんなんと言っているそうですけれども、税金ですから、もらえば町も楽になると思いますし、その辺はまたきちんと確認してやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（宮下為幸議員） 続いて、8番 諏訪良一議員

〔8番（諏訪良一議員）登壇〕

○8番（諏訪良一議員） それでは、2問について質問をいたしたいと思います。

最初に、新たな時代への針路についてであります。

平成から令和へと元号が改まりまして既に一月半が経過しました。中能登町が平成17年に誕生して以来、今日までの足跡をステップとして、新たな時代の幕あけを契機として、心機一転、町民の負託に応えられるよう町政の躍進を図ることが求められているのではなかろうかと私なりに考えております。

先般、谷本知事初め県内の市町長の方々から、新時代への思いを漢字1文字で表現してくださいというマスコミの取材に対し、杉本町長は、いとへんに吉と書いて「結」という漢字を選んでおられます。この字は音で読むと「けつ」です。訓で読むと「むすび」ということになります。ちなみに国語辞典で字の意味を調べてみました。実を結ぶ、心が結ばれる、束ねて一つにまとめる、組み立てて一つのものをつくるというように表記されております。新しい時代のまちづくりには最もふさわしい漢字ではないだろうか私なりに理解しております。と同時に、この字が生かされるような斬新な施策を講じていただけることを期待するものです。

そこで、町政発展についての所見、新たな時代への施政方針等について伺います。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 諏訪議員の新たな時代への針路についてのご質問にお答えをいたします。

まず、町政発展についての所見のご質問にお答えをいたします。

提案理由でも述べましたが、令和の時代になり、来年夏には東京オリンピック・パラリンピックが開催されるなど、国内を初め町内でも大いに盛り上がりを見せることと期待をしております。

中能登町は、平成17年の合併以来、14年が経過し、合併特例の恩恵がなくなり、さらには少子・高齢社会の進展による自主財源の減少が避けられないことから、緊縮財政にかじを切らざるを得ないと考えております。

また、庁舎問題の長期化の影響は、行政コストの縮減や効率のよい行政経営の実現への弊害にもなっており、いつときも早い解決が望まれております。

問題の解決は、将来世代への負担を減らすことにもつながり、引き続き安定した行政サービスの提供や施策の展開などが図られるものと考えております。

町では、平成28年度に第2次中能登町総合計画を策定し、10年間における総合的かつ計画的な行政運営を図るための計画としております。「ふるさと ふれあい 心を育む 中能登町」を基本理念として、今後とも引き続き本当に住んでよかったと思えるまちづくりに各種事業に取り組んでいく所存でありますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

また、新たな時代への施政方針のご質問にお答えをいたします。

これから、少子・高齢社会によるこれまで経験したことのない人口減少時代を迎えることから、平成28年3月に策定した中能登町人口ビジョン、中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地域の産業を活性化し、全ての町民が生き生きと暮らし活躍でき

る町をコンセプトに多角的な視野で事業を展開していくこととしております。

事業の実施に当たり、町民の皆様方や議員の皆さんのご協力が必要不可欠となりますので、何とぞご協力を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 諏訪議員

○8番（諏訪良一議員） 午前中の質問に対する執行部の答弁にもありましたように、今後は緊縮財政、避けて通れないような感じがします。平成の延長というわけにはいかないというような厳しさが新たに湧いてきたような感じを受けます。いかにして町長が選ばれた字が生きるような施策を講じていただきたい。そのためには、今ほどの説明にもありましたように、行政サービスを一つ取り上げても町民の方々の理解、協力、これまで以上に必要になってくると思います。

そういうことから、今度の総合計画を立案されるときにもこのあたりを最重点にすべきでないかな、こんなように考えますが、どのようにこの件を進めていかれようとしているのか伺います。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 平成の時代、合併特例というようなことで、町が17年に合併をして以来、大きな県、国の支援がございました。先ほどもお話をしたように、その特例もなくなりました。これからは取捨選択、どの事業が町民のために一番よくなるのか。そして、どのようなものが町民の安心、安全のためになるのか。そういう時代であろうと思いますし、これについては本当に町民の皆さんの意見を聞き、そしてまた議会の皆さんの意見をしっかりと聞いて進めてまいりたい、そう思っております。

そういう中で、これから新しい時代が今までと違ってA Iの時代であったり、またパソコンやそんなものの時代であったり、我々が

ついていくためには勉強もし、そして皆さんの意見も聞きながら、しっかりと中能登町の発展のために、町民の幸せのために頑張ってまいりたい。そんな思いでございます。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 諏訪議員

○8番（諏訪良一議員） 特に医療の高度化、あるいは福祉の関係、それから行政コストの問題、あらゆる面から厳しくなってきたので、この点をしっかりと精査しながら新しい、しかも明るいまちづくりの方向に計画を立てていただきたい。こんなように考えます。

次に、空き家、古民家を含めたものですが、空き家創生による地域おこしについてということについて質問したいと思います。

町活性化のバロメーターは、夜間の明かりにあるのではないかと私なりに考察しております。暗いところに一生懸命頑張っておりますといっても周囲が理解してくれるものではないと、かように思います。

通りに面した空き家の増加に伴い、必然的に町並みの明かりが年々暗くなってきているということは申すまでもなく既にご承知のとおりであります。防犯灯や街路灯の明かりのみではなく、やはり以前のようなたたずまいを幾らかでも取り戻すことによって明かりを一つでも多くともすということが地域においても、また町においてもこの上ない活力源になるのではないかなと推測しています。

そこで、官民が一体となって空き家創生活動の展開を図ることが町が目指している明るく住みよいまちづくりの施策にもマッチしてくるのではないかなと。加えて、地域資源の有効活用にも起因するのではないかなとも考えますが、いかがお考えでしょうか。

空き家バンクの機能強化、移り住みたくなるような家屋の情報発信、生活体験ができる改装したモデル住宅の整備等について伺いたいと思います。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 諏訪議員の空き家創生による地域おこしについてのご質問にお答えをいたします。

まず1つ目の空き家バンクの機能強化及び2つ目の移り住みたくなるような家屋の情報発信については、関連がありますので、あわせてお答えをいたします。

中能登町で運営している空き家バンクの現状については、平成20年度より運用を開始しており、これまでに73件の空き家物件を登録し、そのうち25件の契約が成立しております。

近年では、空き家バンクの制度が周知されたことにより、平成28年度に17件の登録、うち6件の成約、平成29年度には16件の登録、うち4件の成約、平成30年度には14件の空き家が登録され、うち4件の成約に至っております。

これらの実績については、空き家の利活用の観点から一定の成果が得られているものと判断をしておりますが、空き家の利用希望者の利便性を鑑み、今後も空き家の所有者や各地区に働きかけを行い、さらなる登録件数の拡大や良質な空き家の登録促進を図っていきたくと考えております。

また、このことが空き家バンクの機能強化及び移住希望者にとっての魅力的な家屋の情報発信につながるものと捉えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、3つ目の生活体験ができる改装住宅の整備についてお答えをいたします。

空き家は個人の財産であることから、空き家等の改修整備には町による空き家の取得が条件となり、多額の費用を必要とします。

空き家の改修については、空き家バンクを通して空き家を購入した方を対象に、生活に必要な水回り等の改修費について補助率2分の1、上限50万円の空き家等改修支援補助金

を交付し、支援をしております。

空き家等改修支援補助金の実績としては、平成28年度の制度創設以来、これまでに累計5件の申請がありました。今後も空き家を利活用しやすい環境の整備として本制度の周知に努めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 諏訪議員

○8番（諏訪良一議員） 今ほどの答弁内容を聞きますと、町のバンクの成績、大変いいのではないかな、こんなように思います。全国で空き家バンクに取り組んでいる自治体、ざっと1,000ほどあるそうです。ほとんどがバンクの調査のみで終わっている。それから先は余り進展しておらないというのが実態だそうです。

そこで、どんな取り組みをしているところが成績がいいのかなと調べてみますと、1つには、役所には役所としての業務の範疇があります。それ以上、手も足も出ない法律的なものもあります。そういうことから、関係機関の事業者の方々、あるいは地域の推進員の方々が組織をつくって進めている。

2つ目には、まちづくり事業との連動です。まちづくりと空き家バンクは別な問題とといったような取り組みをしていると、なかなか先へ進むことができない。それから、やはり地域の協力者の方々から生の新しい情報を得るということも成功事例の一つになっているようです。

いずれにしても町と地域の資源といったような位置づけも必要でないかな、こんなように考えますけれども、これから先の空き家バンクの活動をどのように進めていかれようとしているのか伺います。

○議長（宮下為幸議員） 上坂企画課長

〔上坂恵一企画課長登壇〕

○上坂恵一企画課長 諏訪議員のこれからの空き家バンクの活用をどのように考えているかという質問でございます。

先ほど来、話もありますとおり、スロートーリズム協議会という協議会がございます。その中で、地域の資源を有効利用していこうという考え方もございます。そして今、農家民宿という部分も考えておりますので、農家民宿では、空き家というか古いあずま建ちの空き家を民宿として移住で来られた方が民宿をしている状態であります。

そこで町としては、各市町ではモデルハウスとかそういう形でいろいろな方法でやっておるところもございますが、中能登町としては、スロートーリズム協議会の活動を通じまして、農家民宿に実際に泊まさせていただくなど、そういう体験をしていただいて、一つの方法でございますが、移住の体験をしていただいた中で、中能登町にもこういう空き家が存在するという事で移住促進をしていくような形で取り組んでいけばいいのかなと思っております。

現在、空き家バンクのホームページには、個々の空き家の情報が載っております。その情報には売買可、また貸してもいいとかいろいろな空き家主の希望もあり、また写真もついていますし、間取り等もついている詳しい情報が載っています。その情報を見ていただいて、そういう情報で住みたいというようなことがございましたら、そういう農家民宿で体験をしていただいて、有効利用できる空き家の一つでも議員のおっしゃるとおり明かりがとめるような形で取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 諏訪議員

○8番（諏訪良一議員） ご承知のように、空き家にもいろいろあります。ただ、やるからあげますといっても断られる物件から、玄関に向かってこれなら住んでみたいなというような空き家もあります。ですから空き家バンクそのものも、ただ単なる登録だけでは実

績にはならんのではないかなと、こんなように思います。

それと、取り組んでおいでるとおわかりのとおり、資産の賃貸あるいは売買ということになってくると、そんな簡単にははいはいというわけにもいかんだろうと。

そういうことから、チーム編成ということをどのようにお考えでしょうか。伺います。

○議長（宮下為幸議員） 上坂企画課長

○上坂恵一企画課長 議員の提案のございました地域との協力者、また町と連携してチーム編成をしてはどうかという提案ではございますが、それにつきましては、今後上司とも相談しまして検討していきたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 諏訪議員

○8番（諏訪良一議員） 町もスロートーリズムの事業も進めようとしておるということから、やはり空き家バンクの活動そのものがいろんな面で連動して取り組んでいかれるほうがよりいいのではないかなと、このように思います。

質問を終わります。

○議長（宮下為幸議員） 続いて、2番 尾田良一議員

〔2番（尾田良一議員）登壇〕

○2番（尾田良一議員） 質問事項として2つのことをお伺いします。1つは勝山城の維持保全と観光課の新設について、もう一つは個人情報と少子化対策及び自殺予防に関して。

まず1番目の質問事項について2つのことをお伺いいたします。

町の指定遺跡である勝山城遺跡、これは委員会等でも何回かお伺いしたことがあるんですけども、現状のまま放置しておいていいのかどうか。もし何もする気がないなら指定遺跡ということは意味がないんじゃないか。そういった単純な疑問から発しているわ

けです。

ところが現在は、町の教育文化課ですか、すぐれた若いスタッフの方も入っていらっしゃるやいまして非常に充実しているというふうに聞いております。なかなか難しい事情があって即座に解決できないということであれば、何らかの示唆をいただけるとありがたいというふうに思っております。

やはり石動山などとともにも能登の戦国期を研究するには欠かせない遺跡でありますし、榊形山合戦記などを読みながらあたりを散策することは歴史愛好家にとっては最高の楽しみともなり得ます。また、先ほど坂井議員も言われたスローツーリズムの一環としても、この勝山城の整備をすることは十分利用価値のあることになると考えますが、いかがでしょうか。

それともう1点です。中能登町へ来る外国人の方は、町の自然や遺跡を見て、本当に素晴らしいと心から言ってくれます。私のところにも昨年、新婚旅行を兼ねてアメリカから来た夫婦などは、今度近いうちにもう一度、両親と一緒にこちらを訪れたいと、そういうふうな希望まで言って帰られました。

町の中にこれだけのものを持っているんですから、十分活用しない手はないと思います。そのためにも一層の観光客誘致に向けて、現在企画課の中にある観光課というのでしょうか、それを新たに新設してはどうかというような提案を考えております。そうしたほうが現在七尾市で共同でやっている観光事業、DMOにおいても対等以上に発言することができるのではないかと考えるからです。

この2点について、町長のお考えを伺います。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 尾田議員の勝山城の維持保全と観光課の新設についてのご質問にお答えをいたします。

まず、勝山城の維持保全についてお答えをいたします。

勝山城は、越中からの荒山道と麓の東往来が交差する口能登の重要な拠点で、戦国時代を通して武将たちが覇権を争った舞台であります。現在の整備状況としましては、町指定史跡の説明板が城跡の麓に立っている状況であります。

整備につきましては、城跡が民有地であることから地区の皆様のご協力が不可欠であり、まず地区での興味、関心の高まりや理解を深めていただくことで、文化財として守り伝えられ、整備、活用されていくものと考えております。今後、地区からの要望に基づき検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、町に観光課を新設してはどうかのご質問にお答えをいたします。

中能登町に設置されている課は、地方自治法の規定により、中能登町課制条例で町長部局9つの課を定めております。また、町長部局の各課における事務は、中能登町事務分掌規則に定めており、このうち観光に関する事務については企画課にて行うこととされております。

観光に関する事務については、合併から平成20年3月末まで鹿島庁舎内にありました商工観光課が担当しておりましたが、同年4月から企画課に事務が移管され現在に至っております。

現在企画課で行っている観光に関する事務については、地域振興との関連が強く、これを分離して観光課を新設することより現体制にて事業等を実施していくほうがより効果的ではないかと考えておりますので、引き続き企画課において観光事務を行うことをご理解を賜りたいと思います。

しかし、これから大変観光というものは、今お話もあつたように中能登町だけではなし

に、七尾とのDMO、そして石川県全体の観光というものは大変重要になってまいります。そういう中で、観光課というよりも企画課の中で企画観光課とか、そのようにわかりやすい、力を入れやすい、そんなことも皆さんの意見を聞きながら考えていきたい、そう思っております。

また、企画課において担当している観光について、詳細は担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（宮下為幸議員） 上坂企画課長

〔上坂恵一企画課長登壇〕

○上坂恵一企画課長 企画課における観光に関する事務の内容についてお答えをいたします。

観光事務の主な内容は、碁石ヶ峰、不動滝、古民家みおやの里、旧丹後邸などの当町の観光スポットにおける施設維持管理、町観光協会の運営補助、ななお・なかのとDMO、スローツーリズム協議会、障害攻略課推進事業、どぶろく研究会、ワクドキ夢プランプロジェクトなどのほか、各種観光団体との連携事業などがあります。

当町の観光政策については、町総合計画の基本理念である「ふるさと ふれあい 心を育む 中能登町」を柱に、中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。現在、この計画を具現化すべく、国の補助金等を活用しながら政策実現を進めているところであります。

近年の観光スタイルは、地域固有の暮らしや文化との触れ合いを求める旅なれた個人旅行者が増加しております。観光振興のコンセプトも、行政や観光関連事業者中心の旅行振興から、他産業や住民等も一体となって旅行者を受け入れる観光地域づくりへと変化しております。

町では、このような変革期に対応すべく、昨年度、七尾市、中能登町の観光関係団体を束ね、同エリアの観光地域づくりを目的とし

た一般社団法人ななお・なかのとDMOを設立いたしました。DMOでは、このエリア内において地域づくりで活躍されている方々にも参加していただき、地域連携観光戦略プラン策定委員会を立ち上げ、地域全体の取り組み指針と言うべきななお・なかのと観光振興プラン（第1次）も発表されております。

これにより、さまざまな地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ、SNS等を活用した情報発信、プロモーション、効果的なマーケティング、エリア内の新しい旅行商品の造成、インバウンド誘客促進、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりを実践していくこととしております。

また、これらには民間団体であるスローツーリズム協議会やどぶろく研究会、中能登町観光協会も連携し、今後も相互に協力していく予定であります。

町といたしましても、現体制を維持しつつ町、民間、相互に横連携を強固にして関係人口の増大に努めるとともに、新たな中能登スタイルを確立してまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（宮下為幸議員） 尾田議員

○2番（尾田良一議員） 非常に詳細かつ豊富なアイデアを持たれた企画課の今後を期待しております。

これで第1問目は終わります。

○議長（宮下為幸議員） 質問の途中ですが、ここで2時40分まで休憩します。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 尾田議員

○2番（尾田良一議員） では質問の2番目に移らせていただきます。

まず1番目のことに関してですけれども、先日ある結婚推進員の方から聞いた話なのですが、高島のみおやの里で着物の着つけをしていた際、ちょうど適齢期を迎えたらしいお嬢さんを2人見かけたそうです。町の方にはお名前などを聞こうとしたところ、個人情報にかかわることなのでということで即座に断られた。せっかくだからいいお相手を紹介してあげられると思ったんですが、それ以上何ともできませんでしたと。そういうような内容のお話をされたんです。

私の感想ですけれども、そのとき職員の方が少し気をきかせて、この方は信用できる方だというようなことを相手に知らせることができたらよかったなというふうに今になって思うんですけれども。

少子化対策というのは町も一生懸命に進められていると思うんですけれども、その対策に水を差すようなことを町自体がしているように思えてならないんです。個人情報の取り扱いに関しては、町としては何か方策を講じるべきなのではないかと思います。何でもかんでも法律や条例に抵触するからだめでは何も先に進みません。もちろんこの場合、法律や条例に違反することは決して許されるものではないことは私自身も重々承知しているのですが。その点について、町長のお考えはどうなのでしょう。

続いて、2番目。

同様なことが町の自殺予防対策にも、いじめや不登校においても反映しているように思われるんです。一応町としては、国や県の指示に従った形の計画書や対策書はつくる。だから何も文句はつけられないだろう。こういう委員会も設置して対策を練っている。我々はちゃんとやっているじゃないかというのが本音なんだと思うんですけれども。

しかし、ここには大切なものが抜けているように思います。被害者や当事者、さらには自分ではどうすればいいかわからない人た

ち。多分、大多数の方だと思うんですけれども。いわゆる弱者の声をいかに多く、どう吸い上げるかという点であります。

そして、ここでも個人情報の問題が持ち上がってきます。目に見えないSOSを発信している人たちをどう助けるか。それが大きい問題です。

町の自殺対策計画では、住民への啓発と周知、SOSの出し方を教育するなどなど、いろいろ書かれているのですが、それが果たしてどれほど効果を上げているのか少し疑問に思われます。

つい最近も悲惨な事故や事件が相次いで報道されています。テレビでは拡大自殺を危惧する声もあります。今後は、こういった事件の連鎖も十分この町でも考えられますし、早急に効果的な対策をとることが迫られています。

残念ながら、我が町にも不審者が全くいないとは断言できません。しかし、自分の家のことは皆さん余り言いたがらないでしょう。個人情報の問題はそこなのですが、やはりハードルが高いのです。

町長は、拡大自殺やその連鎖に関して、町として何かお考えがあるのか、お伺いしたいです。これが2番目です。

最後に、日本全体でひきこもり人口は100万人以上だと言われております。東京都などは、ひきこもりサポート制度などが対象年齢幅を広げて素早い対応をとっております。当町では、そのような制度はないのでしょうか、そのためにも各区長さんや民生委員の方がこまめに見回りをしていただくというか、おせっかいかもかもしれませんけれども、この方たちが一番世間——周りのことですよ——をよくご存じになっている、あるいは敏感に感じられる立場におられるわけですから、おせっかいだと言われても頑張ってもらわなければならないというふうに私は思います。

町としても、今後は見守るから、もう一歩

踏み込んだ形で行動してもらわなければならないのではないかと思うんですけれども、町長はどうお考えでありませうか。

以上3点、お伺いします。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 尾田議員の個人情報と少子化対策及び自殺予防についてのご質問にお答えをいたします。

まず、個人情報の取り扱いに関して町として何か方策を講じるべきではないか。法律や条例に抵触するからだめでは何も先に進まないのご質問にお答えをいたします。

平成17年4月に施行された個人情報の保護に関する法律では、個人情報は、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるものを指します。

また、個人情報を取り扱う事業者として国、地方公共団体などのほか、一定件数を超える個人情報を取り扱う場合、対象とされています。法律では罰則規定もあり、厳格な取り扱いが求められています。このほか、中能登町個人情報保護条例でも取り扱いなどについて規定しております。

このことから、法令や条例に抵触するおそれがある場合、たとえ行政機関であっても決して許されるものでありません。基本、法令遵守が原則となりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

なお、法律での定義ではありませんが、個人の家庭内の私生活、個人の秘密や自己の情報を制御できる権利として、プライバシーという言葉があります。個人情報とプライバシーの2つの言葉は深く関係しているように思えますが、厳密に言えば異なるものとされており、プライバシーの侵害があれば民法上の不法行為として救済が図られることから、この点からも法令遵守が原則となりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

次に、2点目の拡大自殺の連鎖に対する対

応についてのご質問にお答えをいたします。

我が国における自殺者の人数は、現在でも年間で2万人を超えるという非常事態が続いています。そこで、平成28年に改正された自殺対策基本法で、全ての自治体に地域自殺対策計画の策定を義務づけ、地域レベルでの自殺対策を推進することとされております。

当町においても、昨年度、いのち支える自殺対策計画を策定し、生きることの包括的な支援として、地域のあらゆる取り組みを総動員して、生き心地のよい中能登町を目指して自殺対策に取り組むこととしております。

当町の自殺の実態は、高齢者が占める割合が多い現状から、高齢者の自殺予防を重点施策の一つとして取り組んでおります。高齢者は、喪失感や孤独感が増すことにより閉じこもりや鬱状態に陥りやすい状況です。

町では、孤立や孤独を防ぎ自殺予防の支援につながるゲートキーパーの養成に努めております。ゲートキーパーは、孤立や孤独を防ぎ支援する人のことです。命の門番とも位置づけられており、役割としては、周囲の人が悩んでいる人に気づき、声をかけ、耳を傾け、寄り添い、必要な支援につなげ、見守るなどの対応を図ることとされております。一人でも多くの方にゲートキーパーの役割や意識を持っていただき、地域で見守る人材をふやすことや、高齢者が地域とつながる機会をふやすことなど、地域全体で取り組む体制が必要であると考えております。

自殺対策の本質が生きることへの支援であることから、町の既存の事業において生きることへの支援の視点を持ちながら取り組みを進めてまいります。

次に、区長さんや民生委員の方がおせっかいと言われてもひるまず頑張るべきではないかについてお答えをいたします。

自殺を予防するために重要なことは、悩んでいる様子に気づくなど、ゲートキーパーの役割を理解し、対応できる人がふえていくこ

とであると考え、養成講座の受講には幅広い分野の方をお願いしております。中でも民生児童委員の皆様には多数の委員がゲートキーパー養成講座に参加をされており、日ごろの活動に加え、献身的で前向きな姿勢には心から敬意を表するものであります。

町といたしましては、今後も幅広い分野の方にゲートキーパー養成講座の受講を勧めていき、一人でも多くの方にゲートキーパーになっていただきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 尾田議員

○2番（尾田良一議員） 非常に難しい問題に関して質問いたしましたので、なかなか私個人としては満足するような回答ではないというのはわかっているんですけども、できるだけ融通をきかせ、柔軟に、しかも臨機応変な対応を望むというところです。

これで私の質問を終わります。

○議長（宮下為幸議員） 続いて、1番 古玉いづみ議員

〔1番（古玉いづみ議員）登壇〕

○1番（古玉いづみ議員） それでは私の一般質問を始めさせていただきます。

庁舎統合建設特別委員会での私の質問に対しての高名総務課長の答弁に関して質問いたします。

ですが、その前に、簡単に今までの庁舎問題の流れについてお話いたします。

この5月10日に開かれた庁舎統合建設特別委員会は、平成26年4月9日の第1回より5年にわたり延べ24回開催されております。そのうち私が当選してからこの1年の間に4回開かれました。それ以前の庁舎委員会には出席しておりませんので、閲覧可能な議事録は全て読ませていただきました。

この庁舎委員会では、町長は一貫して統合庁舎案を提示してきておりました。そこで、

3点について町長側から理由を挙げておられます。

まず1番目に、財政面のメリットとして、窓口人件費、庁舎の維持管理費、そして決裁コストの削減を理由に挙げてきておられます。

そして2番目に、行政的なメリットとして、町民目線においては窓口統合による利便性、わかりやすさの向上、そして複数課にまたがる案件の移動ロス軽減、施設のバリアフリー化による利便性向上を効果として挙げておられます。執行部側の目線によりますと、情報共有による業務効率化、これは課長級の決裁時の移動時間ロス、年400時間、文書配布による時間ロス、年480時間の試算以外にも各課の連携強化が目に見えてあらわれるとの考えであり、施設や公用車共有の効率化も見込めることとなります。

そして3番目に、防災的な視点では、災害本部の集中により情報伝達の迅速化、簡易化、効率化を挙げておられました。

そのような中で、議会側と執行部側で統合庁舎はどこが一番よいのかとの議論を重ねてきたわけであります。

そして平成30年5月に議会側よりラピア鹿島周辺が妥当との答申を、そして11月に、より詳細な議会の協議結果を町執行部側へ提出いたしました。

そしてその後、平成31年3月25日に開かれた委員会で、一貫して統合庁舎案を言ってきた町執行部側から全く今までの主張と異なる案を提示されました。財政的な理由、また防災的な観点からも、耐震化されていない、そして土砂災害警戒区域にある鹿島、鹿西、両庁舎を緊急避難的に移転をさせたいとのことから、旧鹿西中学校を改修し、この2庁舎をそこへ移転させて鳥屋庁舎との分庁舎方式にとのことでした。

我々議会側も、全くの異なる提案のために正直驚きました。ですが、しっかりと協議、

精査をし、町民の皆様の思いに沿った答えを出さなければいけないとの考えのもと、執行部側へ質疑をいたしました。

そして令和元年5月10日の庁舎委員会で、再度この分庁舎案が提示されました。このときに執行部側からは、杉本町長、廣瀬副町長、高名参事兼総務課長が出席されておられました。この委員会の中で再度、高名課長より、土砂災害警戒区域にある役場庁舎の業務継続性の観点から鹿島庁舎と鹿西庁舎の緊急非避難的な移転が必要であるとの説明を受けました。そして、いつ土砂災害が起こるかわからない、そういったような危機感を感じておりますと話されました。

そこで私は、これは議事録をそのまま抜粋いたしますが、このように質問いたしました。「土砂災害の観点で言えば、鹿西小学校もその中に入っているんじゃないのでしょうか。それを置いておいて、庁舎の人たちを守らなければいけないから今すぐ早急に動かさなければいけないと言っていることの整合性がないと思うんですけれども」。

そして高名課長はこのように答えられました。「まずは役場の業務の継続を図ることが一番大事なことだというふうに考えております。当然ながら子供たちの命というのも大事です。ですけれども、まずは役場の業務を災害時に対応できる体制をしっかりと構築していくことが本当に大事だと思っております」。

私はこの答弁を聞いて、余りに驚き、絶句し、その後、何も再問題できなくなったわけですが、この答弁の真意は何だったのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 詳細については、高名課長の答弁でありますので高名課長から詳しく説明をさせていただきます。

しかし、26年に初めて民間の各種団体の

方々から答申をいただいたのは鹿西中学校を統合庁舎とすると。それから今言われたように4年ほどずっと議会の中で討議をしていたいて、そしてその間、我々は一切、執行部として入っておりませんで、その中の本当に詳しい状況はわかっておりませんで、あとの4回については執行部も入っているいろいろと協議を進めてまいりました。

そして、今まで鹿西と言っておったのをなぜ分庁方式にしたかと。この一番の大きな理由は、このままおっても執行部としたら鹿西庁舎、そして議会側としたら鹿島というような、どれだけたっても平行線のままだなど。どこかで妥協しなければならんなどというようなことと同時に、28年の熊本地震が起きまして、そして国のほうから市町役場緊急統合事業というものが早くしなさいよと。熊本の地震によって役場が幾つか壊れて、そして作業ができなかった。いろんな罹災証明も書かなければならないし被害もしなければならん。いろんな仕事がございます。そういうことになっては大切な町民の命を守れない。

そういうことから今提案しております鹿西庁舎を鹿島、そして鹿西の業務をそこへ持っていく。そして、この役場、これは議会、総務課以降全て残す。そしてラピア鹿島においては教育委員会の生涯学習課、教育文化課は残して、あいている保健センターの跡は統合の中央図書館にするということを説明したわけでございます。

詳細について、高名課長から説明をいたしますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 高名参事兼総務課長

〔高名雅弘参事兼総務課長登壇〕

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、古玉議員の質問にお答えをいたします。

5月10日の庁舎統合建設特別委員会において、役場の業務の継続を図る上で一番大事なこととしての大前提で、古玉議員の質問の前

には、人命を尊重する、人の命を守るという観点からD案を進めさせていただきたいとの私の発言が庁舎統合建設特別委員会の会議録に記載してあるとおり、大規模災害に備えて、耐震化されておらず被災する可能性のある庁舎について、旧鹿西中学校に移転をさせ大規模災害に備えることが今一番大切であるという趣旨で発言をしたものです。

大規模災害に備えて、ともかく今一番大事なことは何かということで、こういったことのお話をさせていただいております。

なお、役場の業務の継続というのは、一般業務ではございません。災害時においては、災害救助法に基づくさまざまな対応や罹災証明の発行事務、救援物資や災害ボランティアの受け入れなど、さまざまな災害対応での業務が求められていますので、そうした業務を継続して行える体制を今すぐに整える必要があるとの趣旨での発言であります。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 古玉議員

○1番（古玉いづみ議員） 私の質問の仕方が悪かったのかもしれないんですけども、町長からは、なぜ統合庁舎ではなく分庁舎にしようとしているのかという答弁をいただいたわけですが、私が聞いたかったこととは少し答えが違っていました。

私は、高名課長の答弁で、子供たちの命より役場の業務の継続が大事だと言った、その答弁に関して聞いたわけでありまして。子供たちの命より大事なものなどあるのでしょうか。子供たちは、この町の、この国の未来です。宝です。子供に優しい町と先ほども林議員の質疑の中で新聞に載っていたんだと誇らしげに町長はおっしゃってございましたけれども、本当に子育てに優しい町、教育の町をうたっていて、それを期待して来た、移住してきた方々を失望させるような発言であったのではないかと思います。

ここ数週間、天津市の園児を巻き込んだ死

傷事故、川崎市での児童殺傷事件、札幌市での幼児虐待死など、本当に子を持つ母として胸が張り裂けそうになるようなこのような事件、事故が続いて起こっている中での答弁でございます。

私は、今し方の課長の答弁、到底納得できるものではありません。

そうした中、皆さん、私はあの場において、傍聴されていた方を含め、言葉を失ったように私は感じたのですが、この総務課長の思いがこのようであることを聞いていて、あの場で何の反応も示されなかった町長、副町長は何もお感じにならなかったのでしょうか。正しくない発言をされたと思うのであれば、この場であの発言について撤回もしくは訂正されることもできるのではないかと考えますが、どうお考えでしょうか。再質問としてお尋ねします。

あわせて、教育行政のトップとしての教育長の意見もお聞きしたいと思います。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 質問の意味というよりも、観点がちょっと違っているような気がいたします。この間の10日の質問では、庁舎問題について、その庁舎がどう安全でなければならないのか、そんな観点が疑問をしておりました。

今の鹿西小学校、そして鹿島小学校、生徒は大事でないのか。今の鹿西小学校は危険地域には入っておりませんし、それからその先に役場の前の特に大きな3年前に堰堤もつくられて、土砂災害とか、よっぽど起きない限り安全です。

それから鹿島小学校も危険地域であって、それを県の指導で堰堤も全部よくなっております。

そんな中で、土砂災害、大雨が降ったりそんなことであれば、もし授業中であれば帰すこともできますし、台風や次の日にそういうものが来るというのは大体予報でわかります

から、次の日を休みにするとか午前中休みにするとか。

命の大切さは小学生も老人も全部同じです。それらを守るために協議をしたのであって、そして一日も早く危ないと言われている40年耐震もしていない、そこで業務をしている職員を一日も早くしっかりと耐震してあるところへ来て業務をしていただきたい。そんな意味で私たちは捉えておりまして、小学校の子供をほっといて、そんなことは絶対あり得ませんし、しっかりと小学校や中学校、そしてまた鹿島にいたしましても危ないところは堰堤もしっかりとつくっております。

そういう観点からいきますと議論がかみ合わない、そんな気がいたします。

これは今言ったみたいもので、熊本地震のときに幾つかの庁舎が潰れました。また、この町におきましても平成19年3月25日9時半から10時ごろ、能登半島地震が起きました。そのときに職員が家のことを放って役場庁舎へ駆けつけて、そして家屋の倒壊であったり、また土砂災害であったり、子供の安否であったり、いろんなことを調べて一々それに対応しました。

そんなおかげで中能登町の対応が大変早いねと。いろんなマスコミからも、国からも来ますし、また県からも来ますし、またいろんな団体の方々も来ます。しっかりと能登半島地震で皆さんがそれを経験されている。そして、もしもまた言われておるような災害が行ったらどうするか。そんなような中での議論でありまして、今言われておった子供がどうの。安全なところにおる。もし何かあって、この子供たちの命は守れる。そんな中能登町の体制になっておりますし、議論の中では、ちょっと議論がかみ合っておらんなど、そんな気持ちで聞いておりました。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 廣瀬副町長
〔廣瀬康雄副町長登壇〕

○廣瀬康雄副町長 古玉議員の今ほどの副町長はどう思っていたのだということではありますが、私も会場で聞いておりまして、大前提は地震が一番当町では予測不可能な災害であります。土砂災害とか台風、予報が最近はしっかりしていますので、危険な場合には休校なりそういう措置がとれるわけであります。

そういうことから、大前提として私どもの解釈では、地震に対する職員、耐震化されていない庁舎の職員をいち早く耐震化された庁舎の一つにするという意味合いでの高名参事兼総務課長の発言だということ Understanding しておりますので、変な発言をしたというふうには理解しておりません。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 袋井教育長
〔袋井貞司教育長登壇〕

○袋井貞司教育長 古玉議員の質問というか発言を求められたことに関して、教育長としてどう考えているかということなんですが、何をおいても人命第一で、私、5月10日の委員会には出席していないんですが、後で少し話も聞きました。

これは庁舎統合委員会ですので、まず統合についてどうするかということになるわけで、副町長のほうからもありましたけれども、土砂災害というのはある程度予告、前の段階で予知できます。学校にいるときに可能性があったら家へ帰せばという話もありますけれども、帰したら余計に危険な家もたくさんあります。となると、鹿西高校あるいは中能登中学校へ生徒を引率して移動していく、避難するということも考えられます。何せ人命第一で、そのときそのときの災害に応じて学校現場に指示をし、学校長の判断で行動をとっていきたい。家へ帰すことがベストでないような、中能登町の家が多くが土砂災害危険区域になっていると思います。そういう状況が予見されるときには、県のほうとかいろいろなどところからの情報を得て、学校にとどめお

く、あるいは土砂災害の危険のないところへ子供たちを避難させるということ判断して行っていききたいと思います。

地震が来たときというのは、瞬時ですからどうしようもないので、揺れがおさまった後どう対応するかということも、また指示をして学校長の判断で行動をとってもらいたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 古玉議員

○1番（古玉いづみ議員） 今し方、お三方から答弁をいただいたわけですが、やはり私の説明が少し悪かったのかなと思います、皆さん、地震を一番想定しにくい災害として挙げておられまして、その地震に耐えるための庁舎という話として統合庁舎委員会の中で話があったというふうに、少し私のほうから見たら勘違いされているのかなと思いますので、高名課長の私の質問前の答弁について少し、ここに議事録がありますので読ませていただきます。

「繰り返しのお話になりますが、ともかく私は、私の感覚でのお話ですが、本日も宮城県で震度5弱の地震がありました。そういったことを踏まえまして、そして昨年度も大変な大雨ということで、町長と一緒に2日間、地区のほうに回りました。ということで、いつ土砂災害が起きるかわからない、そういったような危機感を感じております」。地震のことは言っておられません。

「そういったことで、まずは一刻も早くD案ということで、鹿島庁舎、鹿西庁舎の職員を避難させたい」。職員の命を守りたいと言っております。それは大事です。「そういった意味で、今回これを提案したものでありますので、よろしく願いいたします」。

そこで私は、土砂災害の観点から、なぜ鹿西小学校はそのままなのかという質問をして、高名課長の役場の業務の継続を図ることが一番大事であるという答弁につなが

ったというわけであります。

地震のことではなく、土砂災害の観点からの役場の業務の継続を図る。そして子供たちの命よりも、まずは役場の業務を災害時に対応できる体制をしっかりと構築していくことが大事。このような答弁へとつながったわけであります。

もう1点、整合性がないという私の質問に対して、高名課長はこのようにも答弁しておられます。

「確かに旧の鹿島中学校跡に鹿島小学校が建設されたりとかして、整合性がないんじゃないと言われる部分は、確かにそのとおりであります、いかに災害時に役場の職員が業務を継続できるか、そのことがより機敏な行動につながるものと思っておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします」。

正直言って、何をどう理解すればいいのかわかりません。土砂災害警戒区域に新たに鹿島小学校を建てておいて、整合性のなさを認めて、役場の職員の業務継続が一番大事と言っている。理解できる場所がありません。

なぜ町長はこのような地域に小学校建設を実行したのか。今、当町には土砂災害警戒区域に鹿西と鹿島、2つの小学校が建っております。防災上の理由を庁舎委員会で挙げているのに、小学校は防災を考える必要がないということなのか。子供の命をそれだけ軽んじておられるということなのか。再々質問としてお伺いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、古玉議員の再々質問にお答えいたします。

庁舎に対する今回の質問は、真意という話でございます。

繰り返しになりますが、庁舎統合建設特別委員会での発言ですが、私は、ただ単純に耐震化されておらず、大規模な地震災害などの災害が発生した場合に危険だ、危ないと言わ

れている鹿島庁舎と鹿西庁舎の機能を現在空き施設である鹿西中学校に移設し、災害に備え、万一の災害時には役場職員がしっかりとした災害対応ができる環境を整えること。これが一番大事なことだと考えております。

ですので、当然ながら我々役場職員については災害になれば全力を挙げて災害対応をしていく、そういった覚悟を持っております。

また、整合性がないというお話ですが、これは整合性がないのではなくて、鹿島小学校につきましては、それを見込んでしっかりとした設備なりの対応をされております。土砂災害などをきっちり計算した上での設計対応をされております。

ですので、建てたことについてはそういう話かもしれませんが、それを踏まえてしっかりと設計対応されております。

ですが、これを踏まえて言いますと、逆にいうと鹿西庁舎、鹿島庁舎については耐震化されていない、危ない、万一地震が起きれば危ないと言われておりますので、それを空き施設である鹿西中学校に持っていきたい。そういったところが一番の真意として回答させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

ともかく今が大事なのか、それとも災害が起きたときにどうするのか。そちらのほうを少し真剣に考えての議論であります。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 鹿島小学校について、土砂災害で危険なところでなぜ建てたかという質問でありましたけれども、それについては県と打ち合わせをして、堤防をつくって、もしそんなことがあっても崩れたりそういうことにならないと。これは県の条例に基づいて安全であるということでしたし、鹿西小学校の裏のほうにも大きな堤防を3年前には仕上がっておりますので、地震や急に来たことでない限りあそこは安全であると。そん

な県からのお墨付きもいただいて、私自身も安全であると。そんなことでつくらせていただいた。決して危ないことはございません。

○議長（宮下為幸議員） 古玉議員

○1番（古玉いづみ議員） 私の聞きたかった言葉が聞けなかったわけでありますが、少し論点をずらされて答えをいただけなかった、そのように感じておりますが、子供たちの命以上に大事なものは無いということですよ。

ここに一つの記事があります。これは東日本大震災で亡くなられた方の記事です。この方は遠藤未希さん、24歳で亡くなられたわけですが、宮城県南三陸町役場に勤務しておられました。有名な出来事だったので記憶にある方も多いと思います。

未希さんは、大津波のあった南三陸町で役場庁舎に残り、30分間ずっと防災無線で町民へ津波が来る寸前まで避難を呼びかけておられました。そしてご本人が職務を全うされて多くの町民の命を救い、津波に巻き込まれて亡くなられたわけです。これぞまさに公僕のあるべき姿なのではないかと考えさせられます。

命をささげてまでとは申しませんが、町民の命を守ることが一番大事なのであって、業務の継続を図ることが人命より大事であるはずがありません。

今回、令和初の定例会議におきまして一般質問の場に立たせていただいたわけですが、令和は英語でbeautiful harmony、美しい調和というふうに説明されております。今し方、町長が令和を漢字であらわすと「結」という字だと諏訪議員もおっしゃられておりましたが、人と人を結ぶ「結」と美しい調和「令和」、これをもっと重んじて、しっかりと町執行部、議会、そして町民の皆様一体となって、同じ方向を向いて、本当の意味での子育てに優しい中能登町を目指していきたいなと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

◎散 会

○議長（宮下為幸議員） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 28 分 散会

令和元年6月19日（水曜日）

○出席議員（11名）

1番	古玉	いづみ	議員	8番	諏訪	良一	議員
2番	尾田	良一	議員	9番	宮下	為幸	議員
3番	土本	稔	議員	10番	甲部	昭夫	議員
4番	林	真弥	議員	11番	坂井	幸雄	議員
6番	笹川	広美	議員	12番	作間	七郎	議員
7番	南	昭榮	議員				

○説明のため出席した者

町	長	杉本	栄蔵	税務課長	町	田	穂高
副町	長	廣瀬	康雄	農林課長	宮	崎	理市
教育	長	袋井	貞司	上下水道課長	田	中	智
参事兼総務課長	高	名	雅弘	会計課長	船	木	秀浩
参事兼土木建設課長	北	野	均	長寿介護課長	横	井	正之
参事兼住民福祉課長	平	岡	重信	保健環境課長	道	善	まり子
企画課長	上	坂	恵一	教育文化課長	岩	田	正
情報推進課長	山	本	貴	生涯学習課長	甘	田	悟司

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 古川利宣 書記 神保悦子
議会事務局長補佐 土屋金蔵

○議事日程（第3号）

令和元年6月19日 午後3時00分開議

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(中能登町税条例等の一部を改正する条例について)
- 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度中能登町一般会計補正予算)
- 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度中能登町介護保険特別会計補正予算)
- 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算)
- 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算)
- 報告第1号 平成30年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 議案第1号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第2号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 中能登町公共用施設維持補修基金条例を廃止する条例について
- 議案第6号 令和元年度中能登町一般会計補正予算

議案第7号 小字の名称の変更について

請願第1号 国の教育予算を拡充することについて

継続審査

請願第2号 難病の治療に関わる経済的負担を緩和する制度創設に向けた要請

(委員長報告・質疑・討論・採決)

(追加日程第1)

第1 議案第8号 物品購入契約の締結について
(令和元年度中能登町立小学校教師用PC及びソフト購入)

第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

第3 同意第1号 教育委員会委員の任命について

(説明・質疑・討論・採決)

(追加日程第2)

第1 発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書

(説明・質疑・討論・採決)

午後 3 時00分 開議

◎開 議

○議長（宮下為幸議員） ご苦労さまです。
ただいまの出席議員数は11名です。本日の
会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり
であります。

◎各常任委員会委員長報告

○議長（宮下為幸議員） 日程第 1

本定例会議から付託しておりました承認第
1号から承認第7号及び議案第1号から議案
第7号並びに請願第1号及び継続審査請願第
2号を一括して議題とします。

以上の案件に関し、各常任委員会における
審査の過程及び結果について各常任委員会委
員長の報告を求めます。

最初に、教育民生常任委員会委員長 甲部
昭夫議員

〔教育民生常任委員会委員長（甲部昭夫
議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（甲部昭夫議
員） 教育民生常任委員会審査報告をいたし
ます。

教育民生常任委員会における審査の過程並
びに結果についてご報告申し上げます。

今定例会議で付託されました案件は、承認
1件、議案1件、請願2件であり、執行部か
らの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程について申し上げます。

まず、承認第2号 専決処分の承認を求め
ることについて（中能登町国民健康保険税条
例の一部を改正する条例について）、基礎課
税額に係る課税限度額を3万円引き上げ、ま
た、軽減措置の対象を拡大するために5割軽
減及び2割軽減基準額の軽減判定所得の基準
額を引き上げることにより、どのようになる
かとの質疑があり、基礎課税額の課税限度額

を見直すことにより、高所得者層については
負担増となるが、該当する世帯については19
世帯から18世帯となること、軽減判定所得の
基準額を見直すことにより低所得者層の保険
税負担の軽減を図ることができることと
した。

次に、議案第4号 中能登町介護保険条例
の一部を改正する条例については、特に質疑
はありませんでした。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会
に付託されました承認1件については全会一
致で承認、議案1件については全会一致で可
決、請願2件のうち、請願第1号については
全会一致で採択、継続審査の請願第2号につ
いては可否同数となり、委員長裁決で不採択
といたしました。

なお、今回報告いたしました結果についま
しては、お手元に配付済みの委員会審査報告
書のとおりであります。

以上で教育民生常任委員会からの審査結果
の報告を終わります。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 次に、総務建設常
任委員会委員長 坂井幸雄議員

〔総務建設常任委員会委員長（坂井幸雄
議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（坂井幸雄議
員） 総務建設常任委員会における審査の過
程並びに結果についてご報告をいたします。

今定例会議で付託を受けました案件は、承
認1件、議案5件であり、執行部からの説明
を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程について申し上げます。

まず、承認第1号 専決処分の承認を求め
ることについて（中能登町税条例等の一部を
改正する条例について）及び議案第1号 中
能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及
び費用弁償に関する条例の一部を改正する条
例について並びに議案第2号 中能登町手数
料条例の一部を改正する条例については、特

に質疑はございませんでした。

続いて、議案第3号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、町として保証人を立てる根拠はどのようなことなのかと質疑したところ、貸し倒れの危険性など債権回収が困難になる場合も想定されることから保証人を立てさせていたいただきたいとのことでした。

また、災害の混乱時に保証人を立てるのが困難な方への支援はどのように考えているかとの質疑があり、今後検討していきたいとのことでした。

続いて、議案第5号 中能登町公共施設維持補修基金条例を廃止する条例について及び議案第7号 小字の名称の変更については、特に質疑はありませんでした。

討論、採決の結果、当委員会に付託されました承認1件については全会一致で承認、議案5件についても全会一致で可決いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で総務建設常任委員会からの審査の結果の報告を終わります。

○議長（宮下為幸議員） 次に、予算決算常任委員会委員長 作間七郎議員

〔予算決算常任委員会委員長（作間七郎議員）登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（作間七郎議員） 予算決算常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

まず、今定例会議で付託されました案件は承認5件、議案1件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見など、主なものについて申し上げます。

まず、承認第3号 専決処分承認を求めることについて（平成30年度中能登町一般会計補正予算）、歳出、第2款総務費、財産管

理事業において、遊具点検委託料22万8,000円の減額の理由と的確な点検及び実施後の対応について説明を求めました。

減額の理由については、見積徴収後の差額であり、また、適切な点検についてはしっかりと事業者から点検結果報告をいただいております。場合によっては事故を未然に防ぐために撤去等の対応をしていくとの説明を受けました。

同じく歳出、第2款結婚推進事業において、結婚新生活支援事業の実績は1件であるが、対象者への広報状況等について説明を求めたところ、広報では年2回とおめでた欄に掲載しているほか、婚姻届に来られた方にアンケートの協力やパンフレットを配布しPRしているとの説明を受けました。

同じく歳出、第2款地方創生推進交付金事業において、ななお・なかのとDMO地域連携事業補助金258万5,000円の減額の要因となった職員の採用おくれについて説明を求めたところ、2名の募集をかけたが要件に見合う方がおらず、実際に30年10月と翌年3月に採用となったため、それ以前の人件費分が減額になったとの説明を受けました。

同じく歳出、第3款民生費、福祉医療費支給事業において、扶助費の心身障害者医療費373万4,000円の減額について説明を求めたところ、対象人数は減っていないが1人当たりの件数が減ってきているとのことでした。

同じく歳出、第3款保育園運営費の管外委託児童負担金において、3月1日現在で42人の報告を受けているが、管外児童は増加傾向かとの質疑があり、毎年同じくらいの人数とすることで、保護者の勤め先や実家が近くであり迎えが便利だという方、また1号認定の教育に重点を置きたい方などがおられるとのことでした。

同じく歳出、第5款労働費、雇用促進奨励助成金補助金30万円の増額において、実績は6社9名であるが、その後の追跡調査につい

て説明を求めたところ、正規職員となって6カ月経過という要件があるため追跡調査は行っていないとの説明を受けました。委員からは、雇用された方が長く勤めるような環境づくりに企業と一緒に頑張ってほしいとの意見がありました。

同じく歳出、第8款土木費、がけ地災害防止事業において、この助成対象箇所の把握について質疑があり、要綱では勾配が30度を超えて、かつ高さが3メートルを超える傾斜地という要件があるとのことで、30年度は3件の相談があったが要件に合わず、対象箇所数については把握は困難なため、していないとの説明を受けました。なお、委員からは、6月は土砂災害防止月間なので、これを機会に対象の方へ周知の徹底を図っていただきたいとの意見がありました。

同じく歳出、第10款教育費、学校教育事務局費において、奨学生資金給付扶助費48万円の減額理由について質疑があり、予算では5名分で60万円の給付を予定していたが、申請者5名のうち該当者が1名のため減額したとのことでした。

同じく歳出、第10款学校給食管理費において、学校給食費助成金559万4,000円の減額について、申請対象者のうち申請しなかった方の有無について質疑があり、対象者748名に対し申請者は747名で、1名の方が未申請とのことでした。

続いて、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算）、承認第5号

専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中能登町介護保険特別会計補正予算）、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算）、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算）、以上、承認第4号から承認第7号に

対する質疑は、特にありませんでした。

次に、議案第6号 令和元年度中能登町一般会計補正予算について、歳入、第13款国庫支出金、総務費補助金の地方創生推進交付金400万円の予算づけについて内容説明を求めたところ、国の地方創生推進交付金という名目で、事業費800万円に対して補助率2分の1として交付金400万円が交付されているとの説明を受けました。

次に、歳出、第2款総務費、地方創生推進交付金事業において、繊維産業の未来を担う地域商社プラットフォーム化委託料800万円について内容説明を求めました。

プラットフォーム化の事業については、2019年から2021年度の3年間計画として、能登テキスタイル・ラボを拠点として、町、商工会、テクシる、繊維振興協会が連携して、企画、技術、販売、運営という形で、最終的には製品までのものづくりを目指していくとのことで、具体的な内容としては、1つ、能登上布ブランド化に向けた計画策定事業及び商品開発では、事業費が400万円で補助金200万円。2番、デザイン資源の有効活用及び販売の開拓事業では、事業費が150万円で補助金が75万円。3番、プロフェッショナル人材確保育成事業の交流の場の創出事業では、事業費が100万円で補助金は50万円。4番、情報発信推進事業では、事業費が150万円で補助金が75万円。以上の事業を商工会に委託して実施していくとのことでした。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました承認5件については全会一致で承認、議案1件についても全会一致で可決をいたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で予算決算常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（宮下為幸議員） 以上で各常任委員

会の委員長報告が終わりました。

◎質 疑

○議長（宮下為幸議員） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 質疑がないようであります。

これで質疑を終結します。

◎討論、採決

○議長（宮下為幸議員） これより、上程議案、承認第1号から承認第7号及び議案第1号から議案第7号並びに請願第1号及び継続審査請願第2号について一括して討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

7番 南 昭榮議員

〔7番（南 昭榮議員）登壇〕

○7番（南 昭榮議員） 私は、請願第2号 難病の治療に関わる経済的負担を緩和する制度創設に向けた要請についての請願に対し、反対の立場で討論をいたします。

難病治療では、その治療にかかわる経済的負担が大きいということは十分に理解できます。

しかしながら、この請願書にあるような交通費、宿泊費、日々の生活に必要な器具の購入費など、治療費以外のさまざまな経済的負担に対する公的助成制度を中能登町単独で創設することは非常に困難であると思われま

す。やはり国や県と連携をとりながら社会全体で支え合うべきと考え、この請願に反対いたします。

○議長（宮下為幸議員） 次に、賛成の方の発言を許します。

1番 古玉いづみ議員

〔1番（古玉いづみ議員）登壇〕

○1番（古玉いづみ議員） 私は、請願第2号 難病の治療に関わる経済的負担を緩和する制度創設に向けた要請に賛成いたします。

理由としましては、まず第1に、実際に中能登町に難病認定を受けて闘病している子供がいること。そして、その子供の家族の治療費以外の遠距離の通院費や入院時における交通費等の経済的自己負担が大きいこと。

そして第2に、経済的圧迫に伴い、その闘病している子の兄弟姉妹たちの進路、進学への道が狭まってしまうこと。

そして第3に、県内初の試みとして、本当に支援を必要としている子供たちのいる家庭を助成でき、子供たちからお年寄りまで安心して暮らすことのできる町にしていく上で必要な制度であるというふうに考えるからです。

以上の理由につき、私は請願第2号に賛成いたします。

○議長（宮下為幸議員） 次に、反対の方の発言を許します。

3番 土本 稔議員

〔3番（土本 稔議員）登壇〕

○3番（土本 稔議員） 請願第2号について反対討論をいたします。

小児がんや心臓病など、とても重い病気で常に治療と向き合っている子供は全国で14万人以上、また、人工呼吸管理や経管栄養など何らかの医療的ケアを必要としながら自宅で生活している子供は全国に1万8,000人と言われ、重い病気とともに暮らしている家族がいます。その中には、病院と家の往復が生活の中心となり、厳しい治療を強いられる子供も少なくありません。

病気になった原因は親にあるのではないか、できることなら自分がかわってあげたいという出口のない思いに何度も押し潰されそうになりながら小さな命を守るため懸命に頑張っている家族に、私たちは何ができるのか

であります。

請願には、難病の治療を継続的に安心して受けられるよう、とりわけ子供の将来の選択肢を広げるためにとあります。しかし私は、難病の子供だけではなく、障害を持つ若者、介護が必要な大人など、全ての人々にひとしく将来の選択肢を広げたい。しかしながら、助けることができない悔しさや怒りさえも感じながら自分の無力さに唇をかみ締めているのも事実であります。

彼らが助けを必要としたとき、つらく悲しいとき、いつでも安心して頼ることができるつながりや、同じ病気と闘っている仲間、そして子供たちには夢や希望を届けられる社会や、難病児と家族を地域で孤立させない社会へと推し進めることが政治家や議員の使命と考えます。

町独自の制度には限界がある。やはり国や県と連携しながら幅広い視野で取り組まなくてはなりません。平成から令和と新しい時代に求められるのは、難病の子供と家族を地域で支える体制を整え、医療、福祉、教育、子供、家族を支える専門家をつないで、子供と家族の社会的孤立を防ぎ、みんながみんなを支える取り組みを推進すべきと考え、各議員の賛同を求め、反対討論するものであります。

○議長（宮下為幸議員） 次に、賛成の方の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

次に、採決を行います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町税条例等の一部を改正する条例について）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

以上の承認2件を一括して採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり承認であります。

本件は、委員長の報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下為幸議員） 起立全員であります。

よって、承認第1号及び承認第2号は、原案のとおり承認されました。

○議長（宮下為幸議員） 次に、

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中能登町一般会計補正予算）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中能登町介護保険特別会計補正予算）

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算）

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算）

以上の承認5件について一括して採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり承認であります。

本件は、委員長の報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下為幸議員） 起立全員であります。

よって、承認第3号から承認第7号は、原案のとおり承認されました。

○議長（宮下為幸議員） 次に、

議案第1号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第2号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第3号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第5号 中能登町公共用施設維持補修基金条例を廃止する条例について

以上の議案5件を一括して採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下為幸議員） 起立全員であります。

よって、議案第1号から議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮下為幸議員） 次に、議案第6号 令和元年度中能登町一般会計補正予算

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下為幸議員） 起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮下為幸議員） 次に、議案第7号 小字の名称の変更について

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下為幸議員） 起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮下為幸議員） 次に、請願第1号 国の教育予算を拡充することについてお諮りいたします。

この請願に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下為幸議員） 起立全員であります。

よって、請願第1号は、採択することに決しました。

○議長（宮下為幸議員） 次に、継続審査請願第2号 難病の治療に関わる経済的負担を緩和する制度創設に向けた要請について

お諮りいたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決します。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下為幸議員） 起立少数であります。

よって、継続審査請願第2号は、不採択とすることに決しました。

◎追加日程

○議長（宮下為幸議員） お諮りいたします。

ただいま杉本町長より、
議案第8号 物品購入契約の締結について
(令和元年度中能登町立小学校教師用PC及びソフト購入)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

同意第1号 教育委員会委員の任命について

以上の議案1件、諮問1件、同意1件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(宮下為幸議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号及び諮問第1号並びに同意第1号を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩します。

午後3時36分 休憩

午後3時37分 再開

○議長(宮下為幸議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第8号、諮問第1号、同意第1号

○議長(宮下為幸議員) 追加日程1

議案第8号及び諮問第1号並びに同意第1号を一括して議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 本日、追加提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

最初に、議案第8号 物品購入契約の締結についてであります。

令和元年度中能登町立小学校教師用PC及

びソフトウェア購入につきましては、6月3日に2社が参加し指名競争入札を執行した結果、1,541万1,600円で北国インテックサービス株式会社に落札を決定し、仮契約の締結をしたものであります。

これは、小学校教師用のパソコンが更新時期を迎えたため、パソコン120台の更新と既存のパソコン120台のソフトウェアを購入するものであります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

今回、人権擁護委員候補者に土屋健次氏及び平野恵子氏の2名を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

任期は、令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年間であります。

次に、同意第1号 教育委員会委員の任命についてであります。

今回、教育委員会委員に坂本真弓氏を最適任者として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和元年6月30日から令和5年6月29日までの4年間であります。

以上、本日追加提案いたしました議案につきご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明を終わります。

○議長(宮下為幸議員) 町長の提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第8号について質疑を行います。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(宮下為幸議員) ないようであります。

これで質疑を終結します。

お諮りします。

議案第8号は、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定しました。

続いて、議案第8号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

次に、採決を行います。

議案第8号 物品購入契約の締結について（令和元年度中能登町立小学校教師用PC及びソフト購入）

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下為幸議員） 起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮下為幸議員） 次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

本件は、人事案件であり、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任であることににご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任であることに決定しました。

○議長（宮下為幸議員） 次に、同意第1号 教育委員会委員の任命について

本案は、人事案件であり、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

同意第1号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

◎追加日程

○議長（宮下為幸議員） お諮りいたします。

ただいま、提出者 林 真弥議員及び賛成者4名から、発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩します。

午後3時44分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程2 発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

まず、発議第1号について、提出者より趣旨説明を求めます。

4番 林 真弥議員

〔4番（林 真弥議員）登壇〕

○4番（林 真弥議員） ただいま上程されました意見書について、その趣旨説明を申し上げます。

学校における働き方改革の具体が示され、一定の成果が見られるものの、日本はいまだOECD諸国に比べて1学級当たり、教員1人当たりの児童生徒数が多く、1カ月の時間外労働が80時間を超える教職員や、それに加えて精神疾患に罹患している可能性が極めて高い教職員もいまだにいます。それは、あすの日本を担う子供たちを育む学校現場において、児童生徒の職業観にも悪い影響を及ぼしています。

幾つかの地方自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による改善措置が行われていますが、それができない自治体も少なくありません。

国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでも一定

水準の教育を受けられることは憲法上の要請であり、子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出すためにも、そのための条件整備は必要不可欠と言わざるを得ません。

このような観点から、2020年度政府の概算要求実現に向けて、教育予算の拡充を行うよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年6月19日

石川県中能登町議会

よろしく願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 趣旨説明が終わりました。

これより、発議第1号について質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

これで質疑を終結します。

次に、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下為幸議員） 起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（宮下為幸議員） 以上で、本定例会議に付議されました議案の審議は終了しました。

これをもって、令和元年度中能登町議会6月定例会議を散会します。

ご苦労さまでした。

午後3時49分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 宮 下 為 幸

署名議員 古 玉 いづみ

署名議員 尾 田 良 一